

仁淀川町まち・ひと・しごと 創生総合戦略



令和2年3月

【目 次】

第1章 人口ビジョン（仁淀川町人口の現状と目指すべき方向）

1. 仁淀川町人口動向分析	-----	4
1. 総人口の推移	-----	4
2. 年齢3区分別人口の推移と将来推計	-----	6
3. 自然増減（出生・死亡）、社会増減（転入・転出）の推移	-----	8
4. 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響	-----	9
5. 年齢階級別の人団移動分析	-----	10
2. 目指すべき方向（将来人口の推計）	-----	14
1. パターン1（社人研推計準拠）とパターン2（日本創生会議準拠）の比較	-----	14
2. パターン3（仁淀川町独自推計）	-----	17
3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析	-----	22
3. 人口の将来展望	-----	25

第2章 仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 総合戦略の位置づけと計画期間	-----	30
1. 総合戦略の位置づけ	-----	30
2. 総合戦略の計画期間	-----	30
2. 総合戦略の効果的な推進	-----	32
1. 総合戦略の策定の視点	-----	32
2. 進捗管理体制づくり	-----	34
3. 基本理念と基本目標	-----	35
1. 基本理念	-----	35
2. 基本目標	-----	35
3. 基本目標別的基本方向と具体的な施策	-----	36

資料編

1. 具体的事業シート	-----	43
2. 仁淀川町総合戦略策定会議の構成	-----	95
3. 仁淀川町地方創生推進本部の設置要綱	-----	96

第1章 人口ビジョン

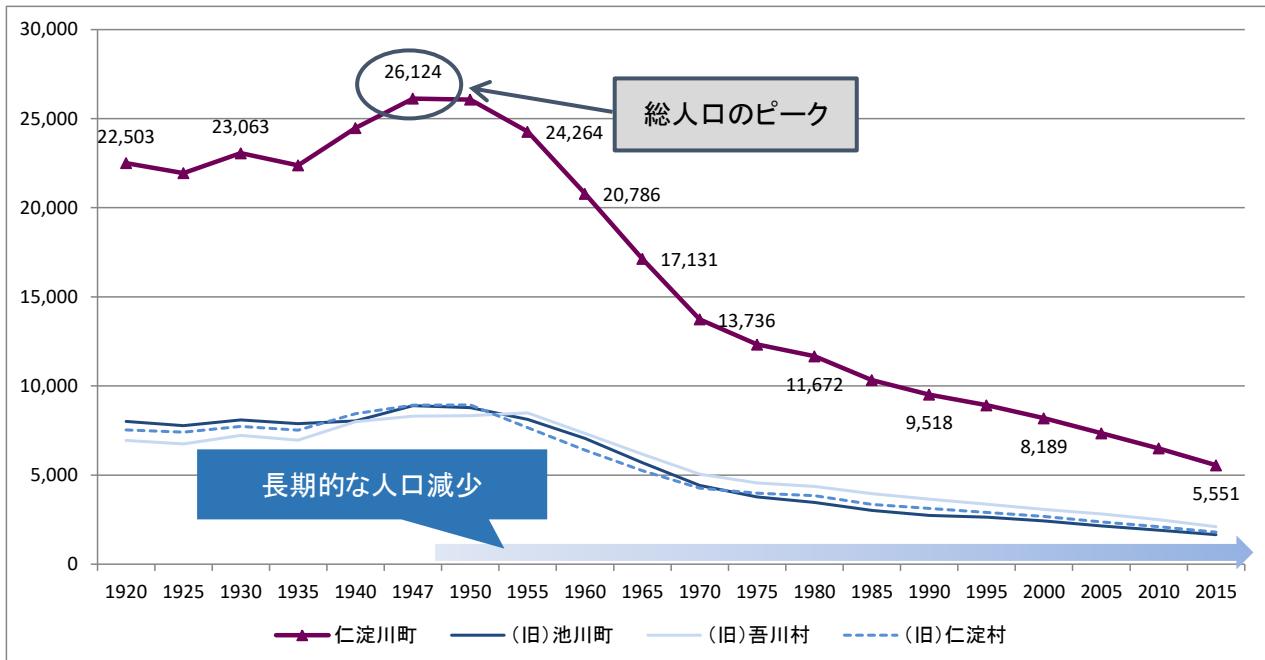
(仁淀川町人口の現状と目指すべき方向)

1. 仁淀川町人口動向分析

1. 総人口の推移

- 1947年に26,124人のピークを記録したあと、70年間一貫して人口が減少し、2015年には5,551人と、ピーク時のほぼ5分の1となっている。
- 旧池川町、旧仁淀村、旧吾川村の各地域とも、仁淀川町の人口減少傾向と同様に減少傾向で推移している。

【総人口の推移】



年次	仁淀川町					
	(旧)池川町		(旧)吾川村		(旧)仁淀村	
	池川町	富岡村	大崎村	名野川村	長者村	別府村
1920	22,503	8,015	5,023	2,992	6,947	3,703
1925	21,944	7,779	4,932	2,847	6,753	3,533
1930	23,063	8,103	5,075	3,028	7,222	3,602
1935	22,379	7,886	5,026	2,860	6,965	3,519
1940	24,479	8,035	5,157	2,878	8,003	3,881
1947	26,124	8,897	-	-	8,308	4,128
1950	26,067	8,783	-	-	8,341	4,104
1955	24,264	8,121	-	-	8,484	-
1960	20,786	7,058	-	-	7,332	-
1965	17,131	5,699	-	-	6,178	-
1970	13,736	4,419	-	-	5,057	-
1975	12,327	3,779	-	-	4,567	-
1980	11,672	3,461	-	-	4,371	-
1985	10,333	3,019	-	-	3,961	-
1990	9,518	2,744	-	-	3,646	-
1995	8,919	2,641	-	-	3,371	-
2000	8,189	2,432	-	-	3,072	-
2005	7,347	2,142	-	-	2,827	-
2010	6,500	1,906	-	-	2,494	-
2015	5,551	1,654	-	-	2,102	-

資料：国勢調査より作成

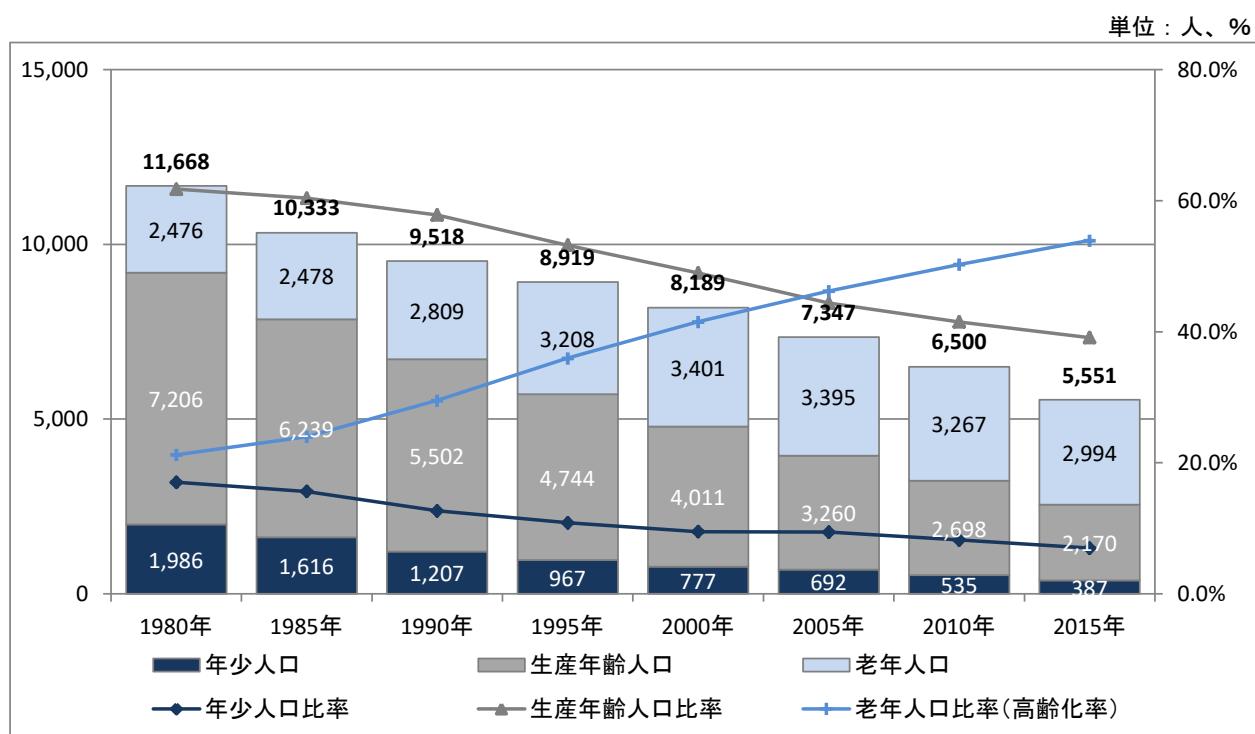
【仁淀川町旧村界】



2. 年齢3区分別人口の推移と将来設計

- 年齢3区分とは、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老人人口（65歳～）の3区分である。
- 年少人口についてみると、1980年には既に老人人口を下回っていたことがわかる。1995年には1,000人を切り、2015年には387人となった。年少人口比率は17.0%から7.0%と10ポイント低下している。
- 生産年齢人口は、1980年以降一貫して減少し、2015年には2,170人と、1980年比で約69.9%減少している。総人口に占める割合（生産年齢人口比率）も1980年の61.8%から2015年の39.1%へと30年間で20ポイント以上低下した。
- 年少人口と生産年齢人口が一貫して減少傾向にある一方、老人人口は2000年まで増加傾向にあった。これ以降は減少傾向にあるものの、2005年には生産年齢人口を上回り、2015年には2,994人と、同年の生産年齢人口の約1.4倍となっている。老人人口比率（高齢化率）は53.9%と、町民の2人に1人が高齢者の状況であることがわかる。

【年齢3区分別人口の推移】

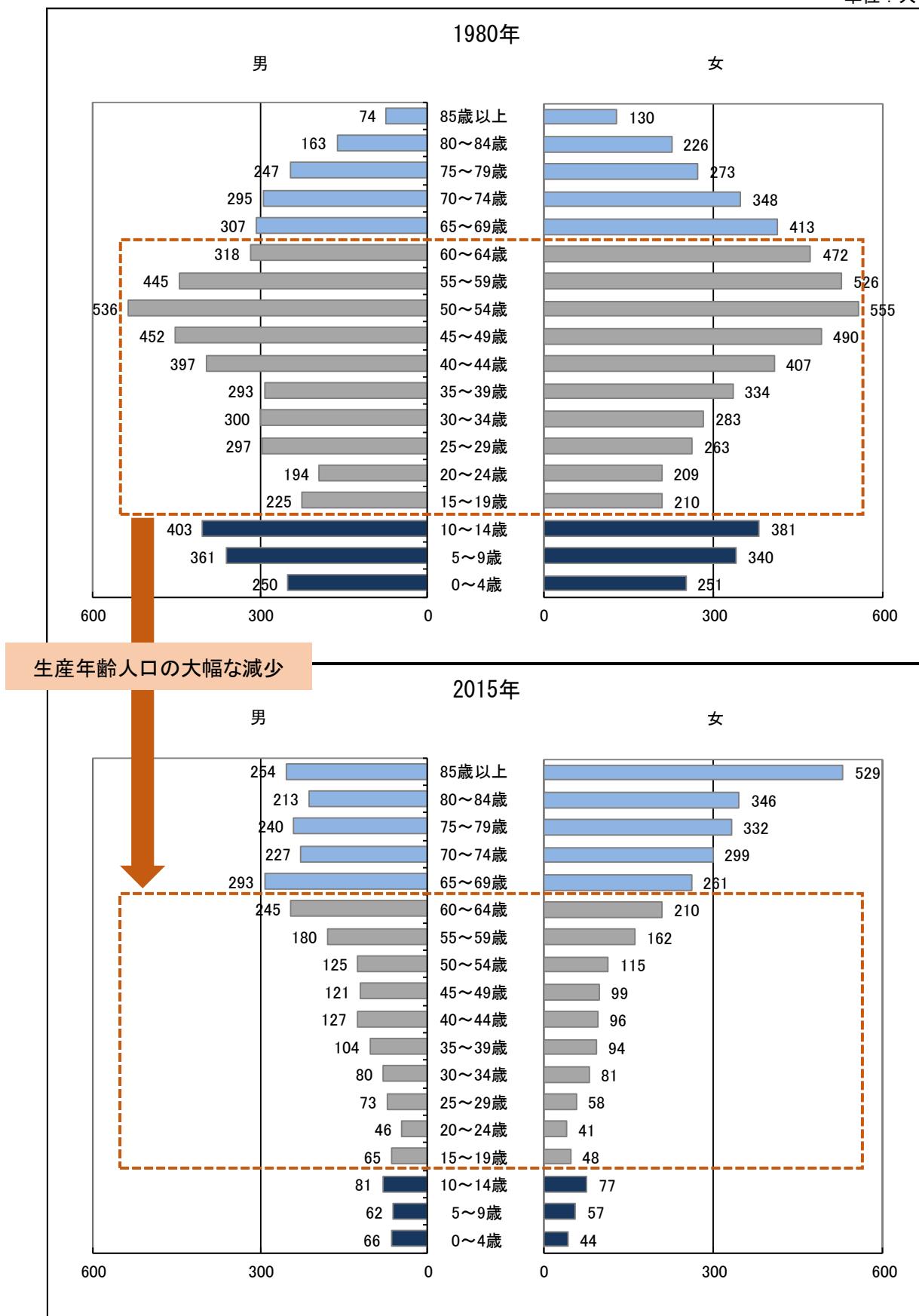


	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
総人口	11,668	10,333	9,518	8,919	8,189	7,347	6,500	5,551
老人人口	2,476	2,478	2,809	3,208	3,401	3,395	3,267	2,994
(老人人口比率)	(21.2%)	(24.0%)	(29.5%)	(36.0%)	(41.5%)	(46.2%)	(50.3%)	(53.9%)
生産年齢人口	7,206	6,239	5,502	4,744	4,011	3,260	2,698	2,170
(生産年齢人口比率)	(61.8%)	(60.4%)	(57.8%)	(53.2%)	(49.0%)	(44.4%)	(41.5%)	(39.1%)
年少人口	1,986	1,616	1,207	967	777	692	535	387
(年少人口比率)	(17.0%)	(15.6%)	(12.7%)	(10.8%)	(9.5%)	(9.4%)	(8.2%)	(7.0%)

資料：国勢調査より作成

【人口ピラミッドの比較（1980年、2015年）】

単位：人

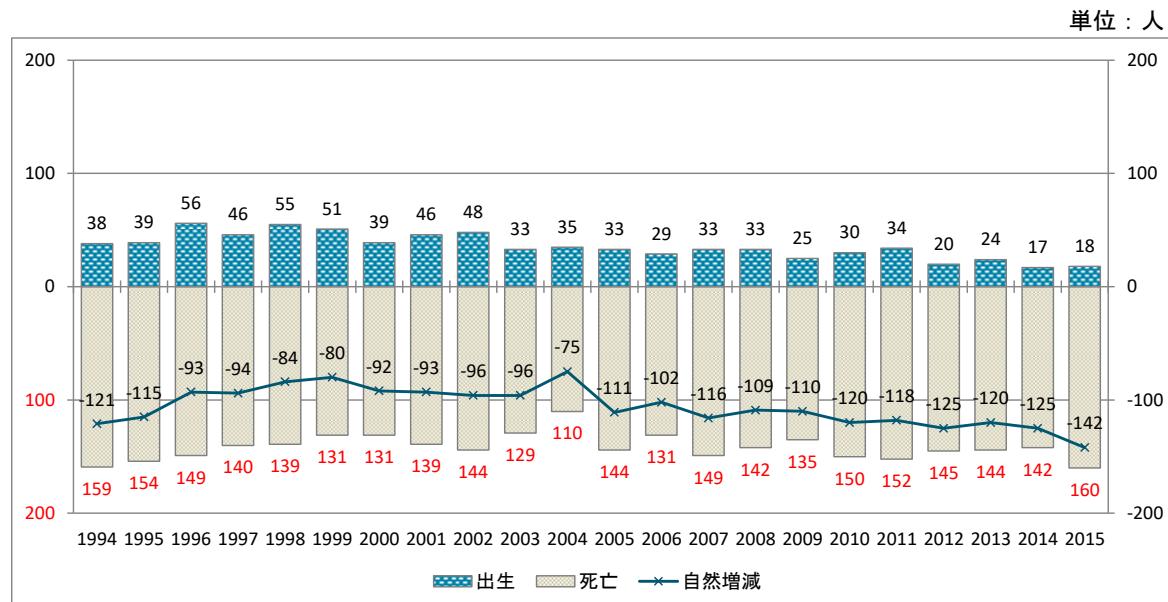


資料：国勢調査より作成

3. 自然増減（出生・死亡）、社会増減（転入・転出）の推移

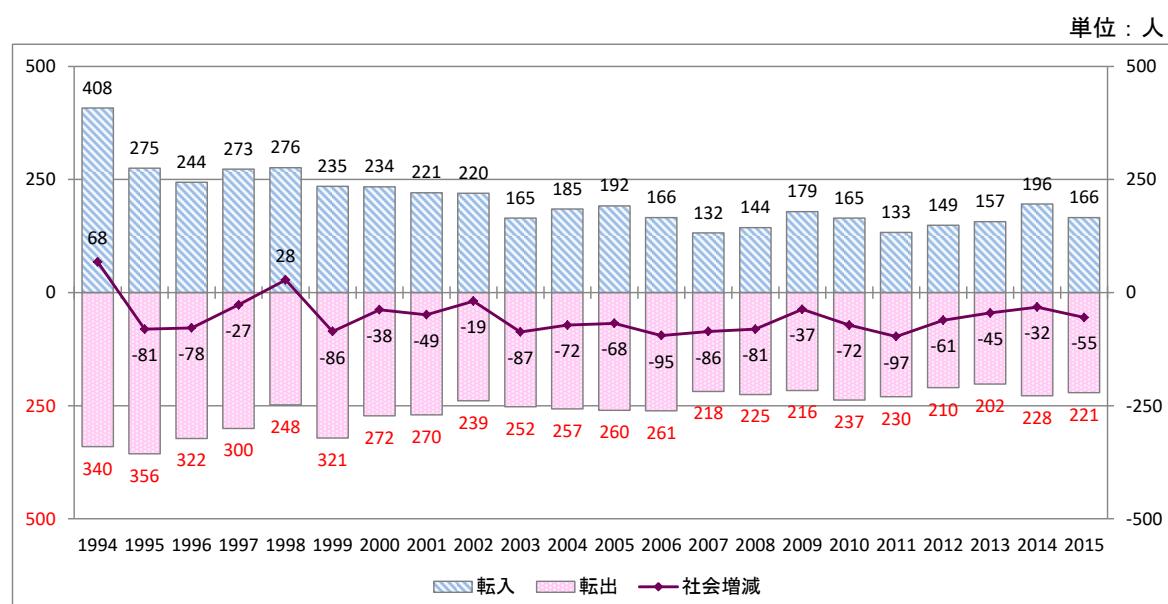
- 自然増減についてみると、1994年以降は自然減で推移している。死亡数をみると、110から160の間で推移し、高止まり傾向がうかがえる一方、出生数はわずかに減少傾向を示している。そのため、自然減はわずかであるが加速傾向にある。

【自然増減の推移】



- 社会増減をみると、1994年、1998年以外はすべて社会減となっている。転入数、転出数ともにわずかに減少傾向にあるが、これは移動の主たる要因である10代から30代の人口が全国的に減少傾向にあるためである。

【社会増減の推移】

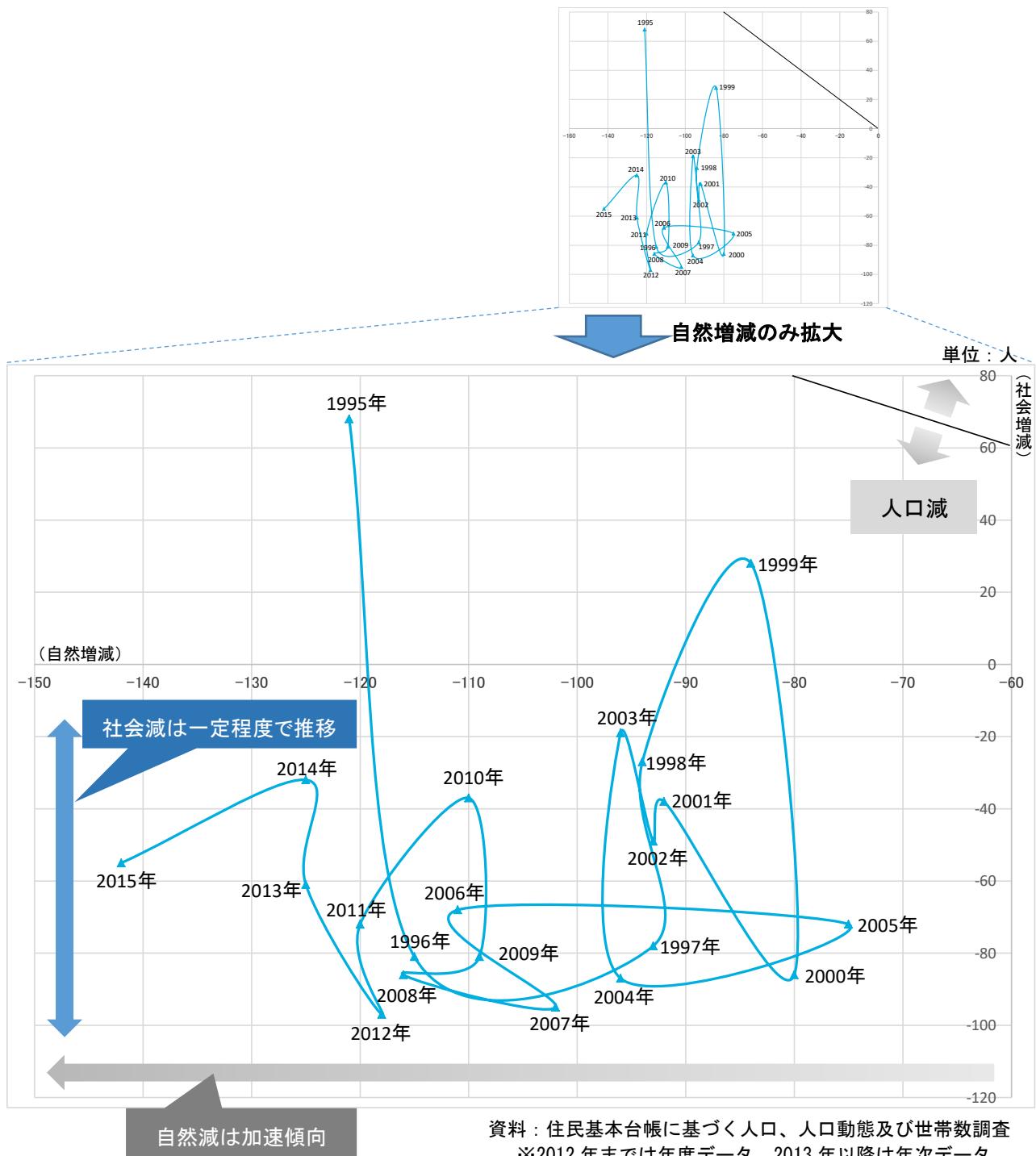


- 上記を踏まえると、本町の人口減少は、自然減と社会減が続くことにより生じていることがわかる。

4. 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

- 1996年以降の自然増減、社会増減の推移をみると、ほぼ一定の範囲に収束していることから、この間に人口移動に関する大きな社会的変動などはみられなかつたことが推測される。
- 社会減は1995年、1999年を除いてほぼ一定の幅で推移している一方、自然減が若干加速傾向にあることがわかる。また、社会増減と自然増減を比較すると、本町の人口減少においては、自然減によるところが大きいことがわかる。

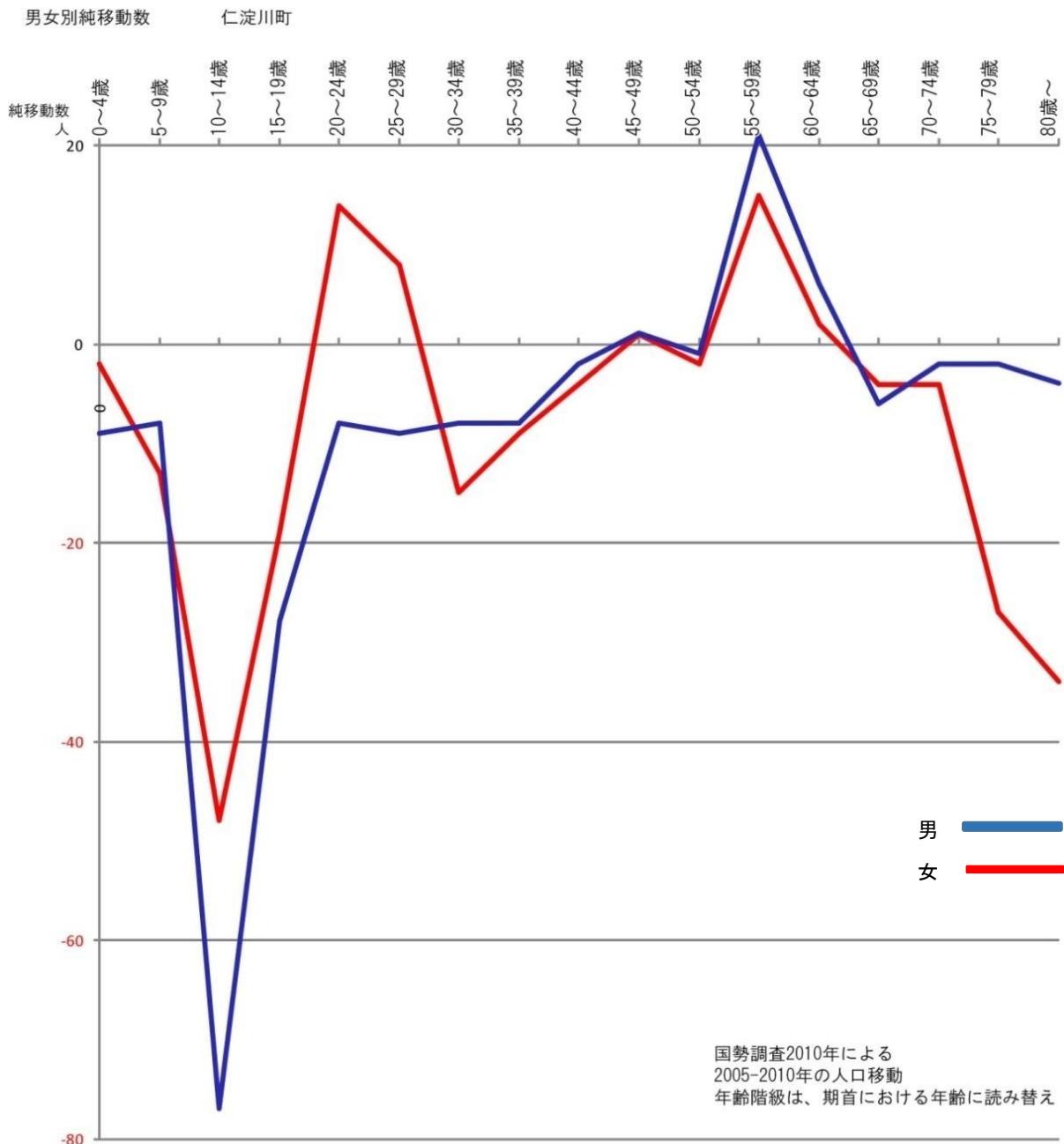
【自然増加と社会増加の推移】



5. 年齢階級別的人口移動分析

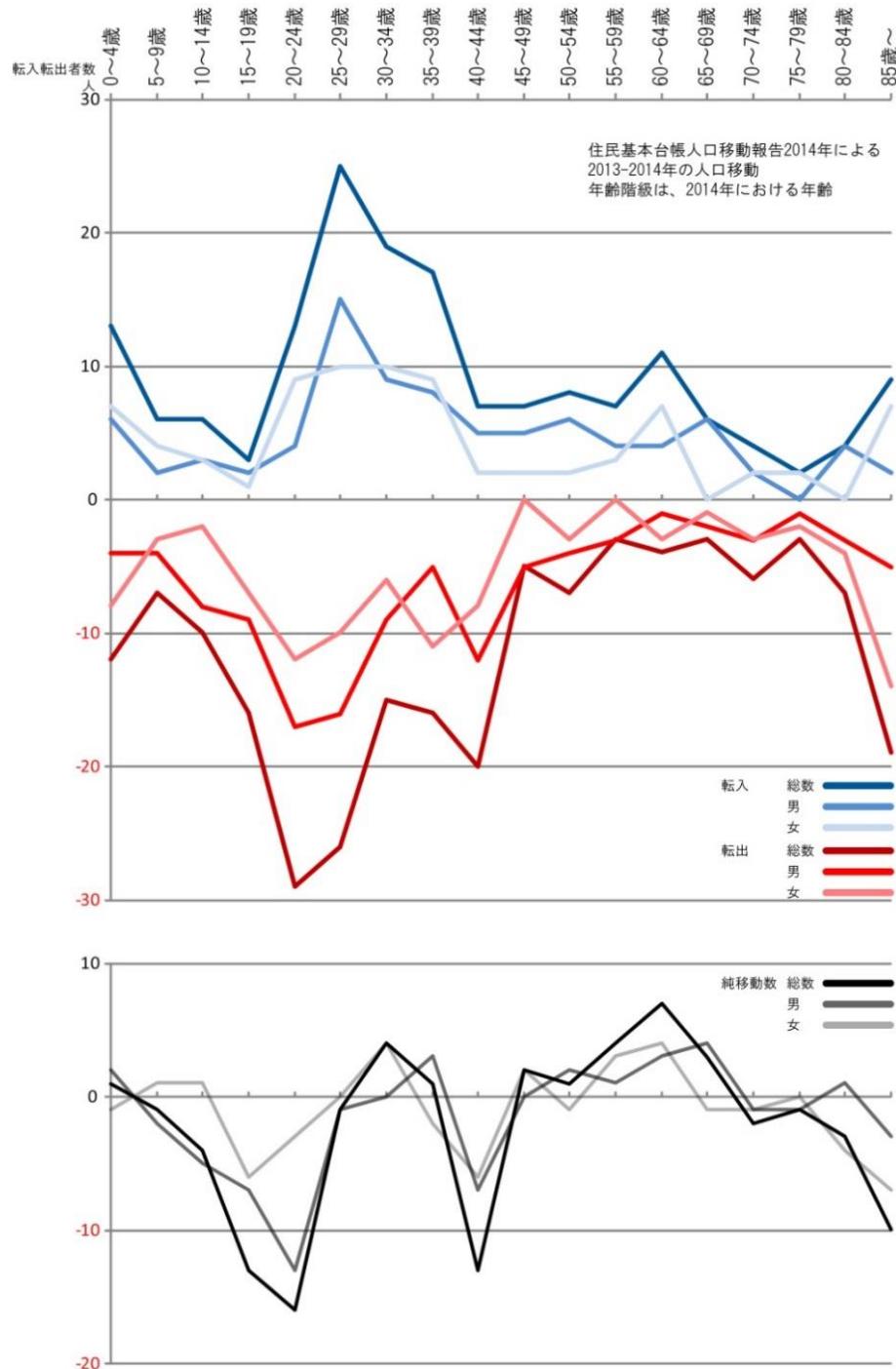
- ・2005～2010年を見ると、いくつかの顕著な特徴が読み取れる。
- ・転入は、男女とも、55～59歳の年齢階層と20～29歳の女性が転入超過である。
- ・10～19歳の男女は、転出超過が際立っている。これは、進学による転出の影響が大きいと思われる。
- ・また、75歳以上の女性が大きく転出超過となっていることも特徴といえる。

【男女別純移動数】



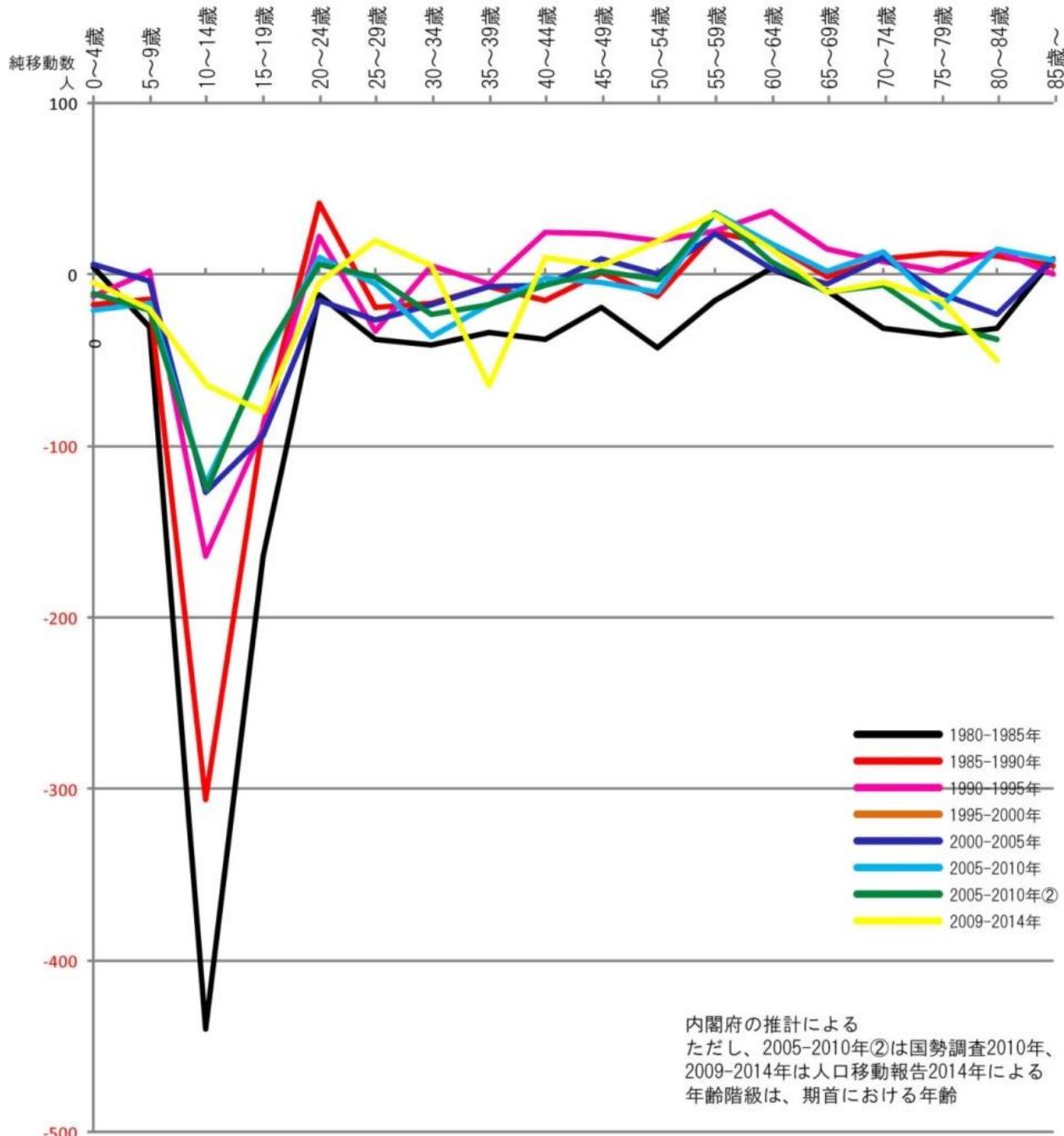
- ・ 2013～2014年の1年間の転入転出の状況を見ると、実際の移動は、純移動数ではそれほど大きくなかった20～39歳あたりの年齢層の出入りが大きい。
- ・ 60～64歳にも転入のピークがみられる。さらに、85歳以上の女性の転入転出とも多い点が目立っている。
- ・ 進学などによる若年層の転出超過は、全体への影響が大きいものの、出入り数そのものは大きくない。むしろ、卒業後の就職あるいは結婚などによる20～29歳の年齢層の出入りの大きい点が注目される。

【男女別年齢5歳階級別転入・転出者数】

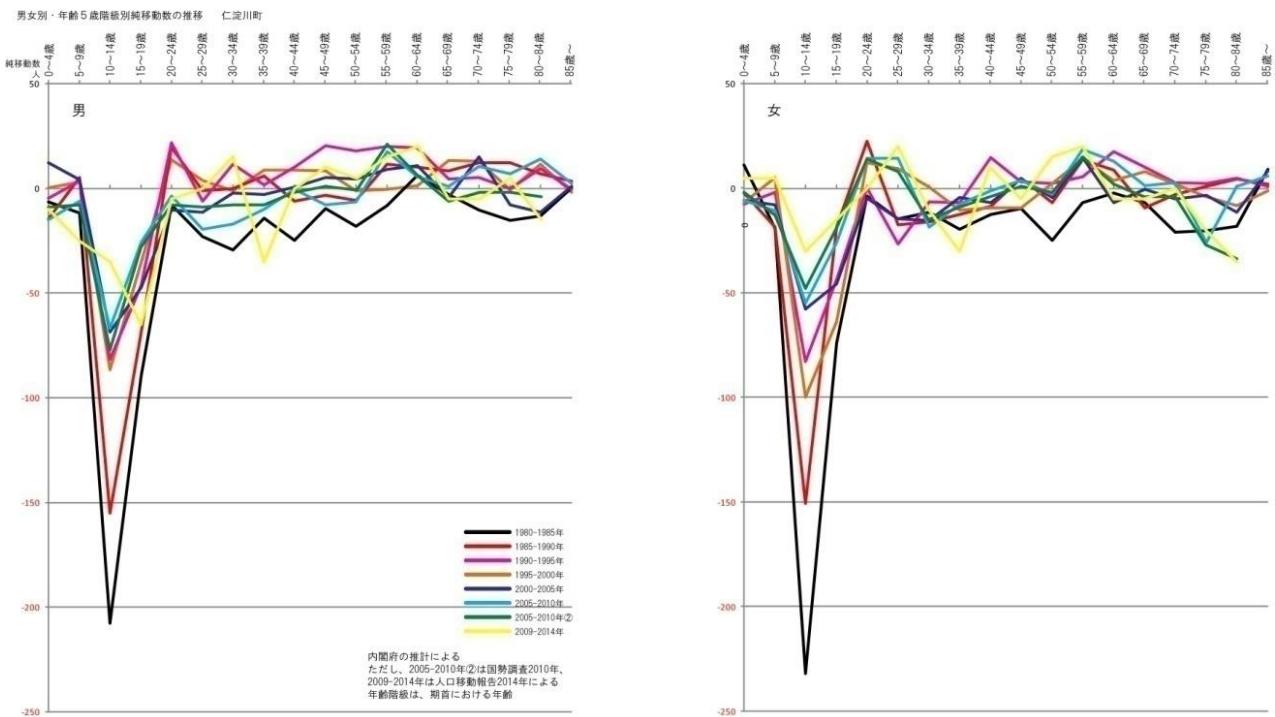


【純移動数の推移】

年齢5歳階級別純移動数の推移 仁淀川町



- ・ 10～14 歳の年齢層の純移動数のマイナスは年々縮小しているように見えるが、母数となる当該年齢層の人口そのものが少なくなっているためである。当該年齢層人口に対する純移動数の割合は、1980 年に 56.1%（内閣府推計）であったものが、2005 年には 56.3%（国勢調査）となっており、ほとんど変化していない。
- ・ 他の年齢層においては、目だった傾向は見られないものの、純移動数の絶対数としてはそれほど大きくない。
- ・ 社会減の要因として、以下の 4 点等があげられる。
 - ①公共事業減少による土木業者の廃業・縮小
 - ②誘致した企業の撤退
 - ③国・県の出先機関の廃止（営林署の出先機関、法務局の出張所、普及所等）
 - ④仁淀高校の廃校により、高校進学時の世帯転居



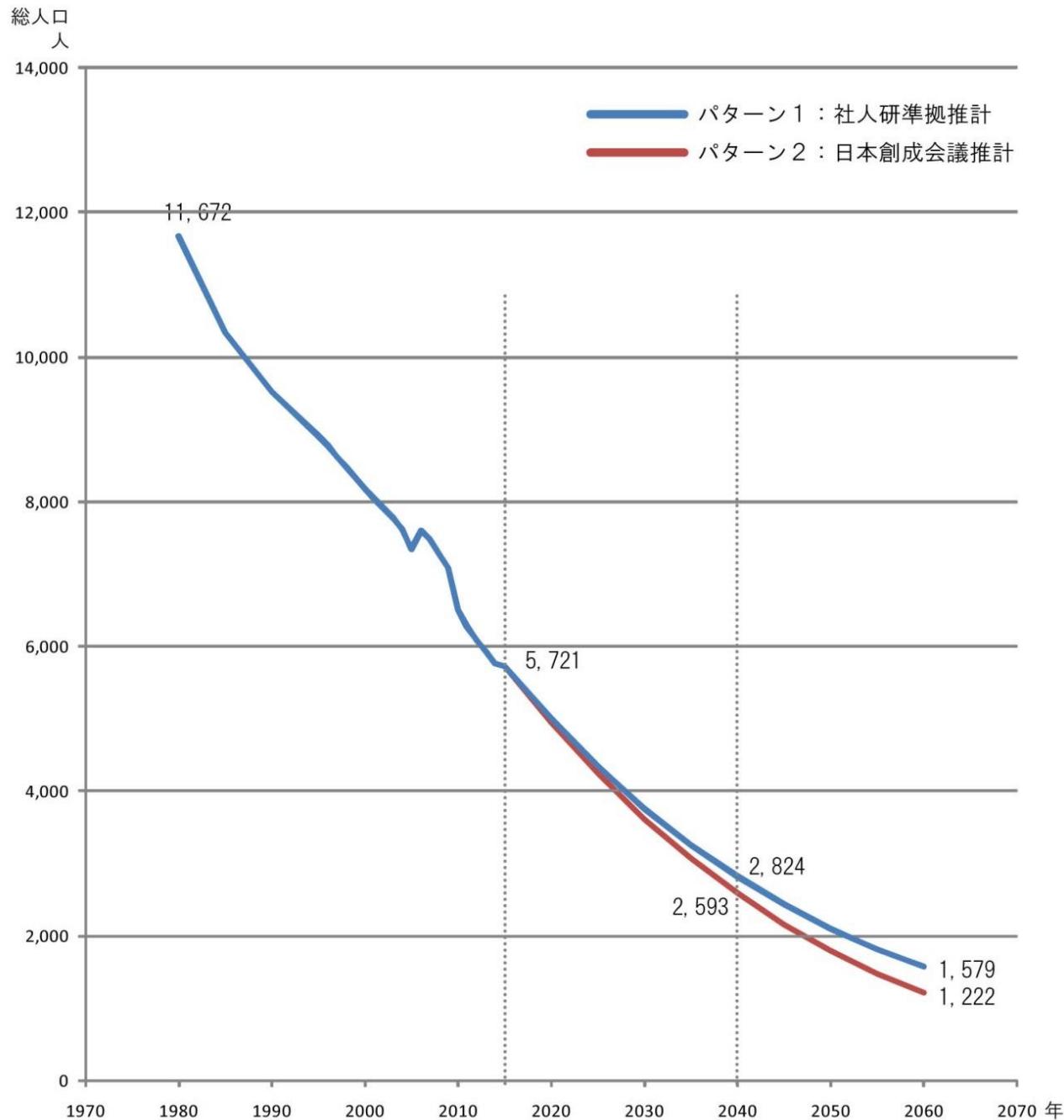
2. 目指すべき方向（将来人口の推計）

1. パターン1（社人研推計準拠）とパターン2（日本創成会議準拠）の比較

- ・国立社会保障・人口問題研究所準拠の試算（パターン1）では、2015年の総人口5,721人が、さらに減少して2060年にはその28%、1980年の14%にあたる1,579人にまで減少すると推計される。
- ・日本創成会議の推計（パターン2）では、2040年に2,593人で、パターン1の2,824人と比較してあまり差がない。これは、将来の人口減少の主要な要因が自然減にあると想定されるためである。

【パターン1とパターン2による推計結果】

パターン1とパターン2の比較 仁淀川町



【パターン1およびパターン2の概要】

(『地方人口ビジョン』及び『地方版総合戦略』の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について
-平成26年10月内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局-から引用)

パターン1：(社人研推計準拠)

- ・ 主に2005年から2010年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。
- ・ 移動率は、今後、全般的に縮小すると仮定。

<出生に関する仮定>

- ・ 原則として、2010年の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が2015年以降2040年まで一定として市町村ごとに仮定。

<死亡に関する仮定>

- ・ 原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の2005年→2010年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の2000年→2005年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。
- ・ なお、東日本大震災の影響が大きかった地方公共団体については、その影響を加味した率を設定。

<移動に関する仮定>

- ・ 原則として、2005～2010年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、2015～2020年までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値を2035～2040年まで一定と仮定。
- ・ なお、東日本大震災の影響が大きかった地方公共団体や2010年の総人口が3,000人未満の市町村などは、別途仮定値を設定。

パターン2：日本創成会議推計準拠

- ・ 社人研推計をベースに、移動に関して異なる仮定を設定。

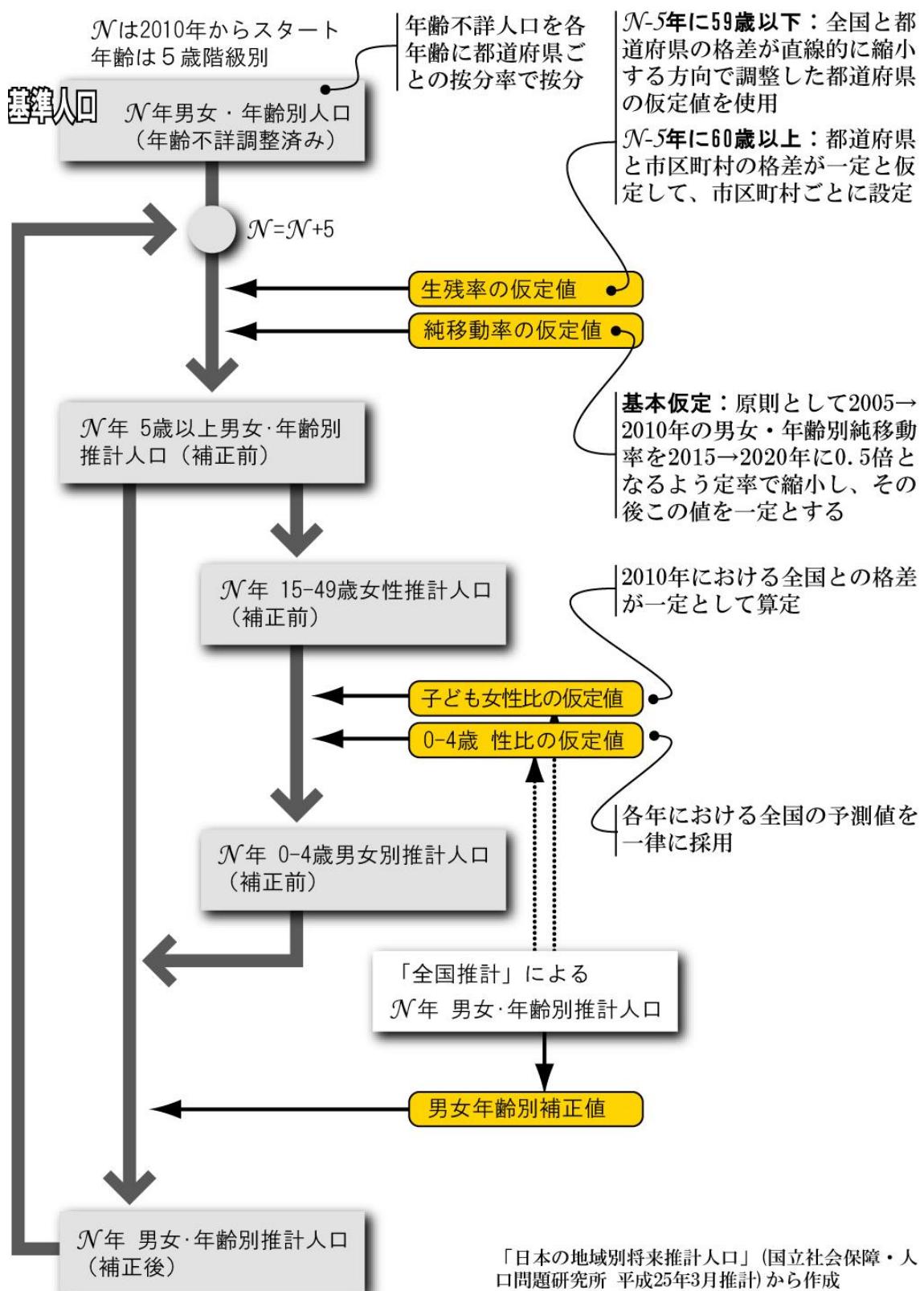
<出生・死亡に関する仮定>

- ・ パターン1と同様。

<移動に関する仮定>

- ・ 全国の移動総数が、社人研の2010～2015年の推計値から縮小せずに、2035年～2040年まで概ね同水準で推移すると仮定。（社人研推計に比べて純移動率（の絶対値）が大きな値となる）

【パターン1の推計フローの概要】



2. パターン3（仁淀川町独自推計）

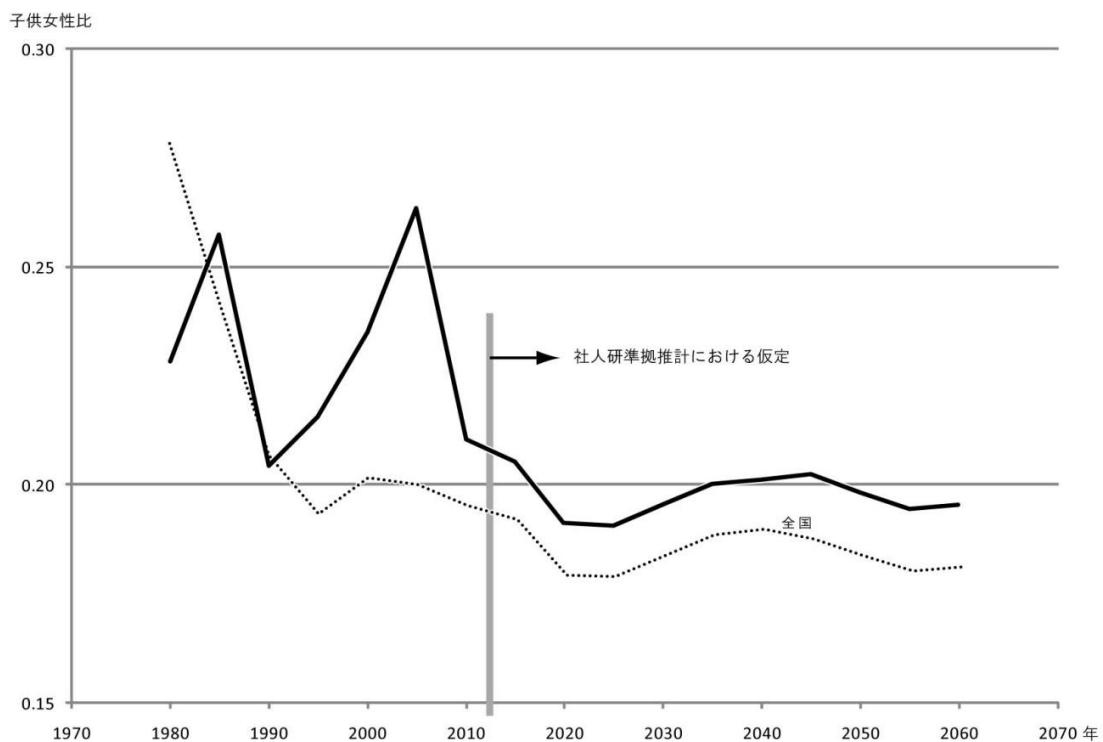
①子ども女性比の検討

- 仁淀川町の子ども女性比は、1980年には0.228（合計特殊出生率に換算すると約1.7の水準）と高くなかつたものの、その後全国で急速に低下したのに対して、おおむね全国を上回る水準で推移してきた。2005年には0.263（同1.93）を記録し、2010年には0.210（同1.54）と低下したが、なお全国平均0.195を大きく上回っている。社人研準拠推計では、仁淀川町の将来の子ども女性比を2010年における全国との格差を一定として、全国中位推計に該当する値の約1.06～1.08倍およそ0.20前後と想定している。
- 仁淀川町の子ども女性比が高い傾向は、今後とも2010年のボトム値がさらに低下していくと考える必要はなく、むしろ2010年の値を維持するものと考えておきたい。そこで、パターン3では、将来の子ども女性比を**0.210**で固定することとする。

②0～4歳児の性比の検討

- 社人研準拠推計では、全国の性比の想定を全市区町村に一律に適用し、男/女を105.40～105.41%としている。
- 仁淀川町単独で見た場合の0～4歳児の性比は、1980年から2010年まで、98.51%～118.48%と大きく変動しているが、明らかな増減傾向は見えず、また社会的要因で性比が決まるとは考えられないでの、将来の想定としては、**全国の性比を用いること**とする。

【子ども女性比の推移と社人研推計における想定】



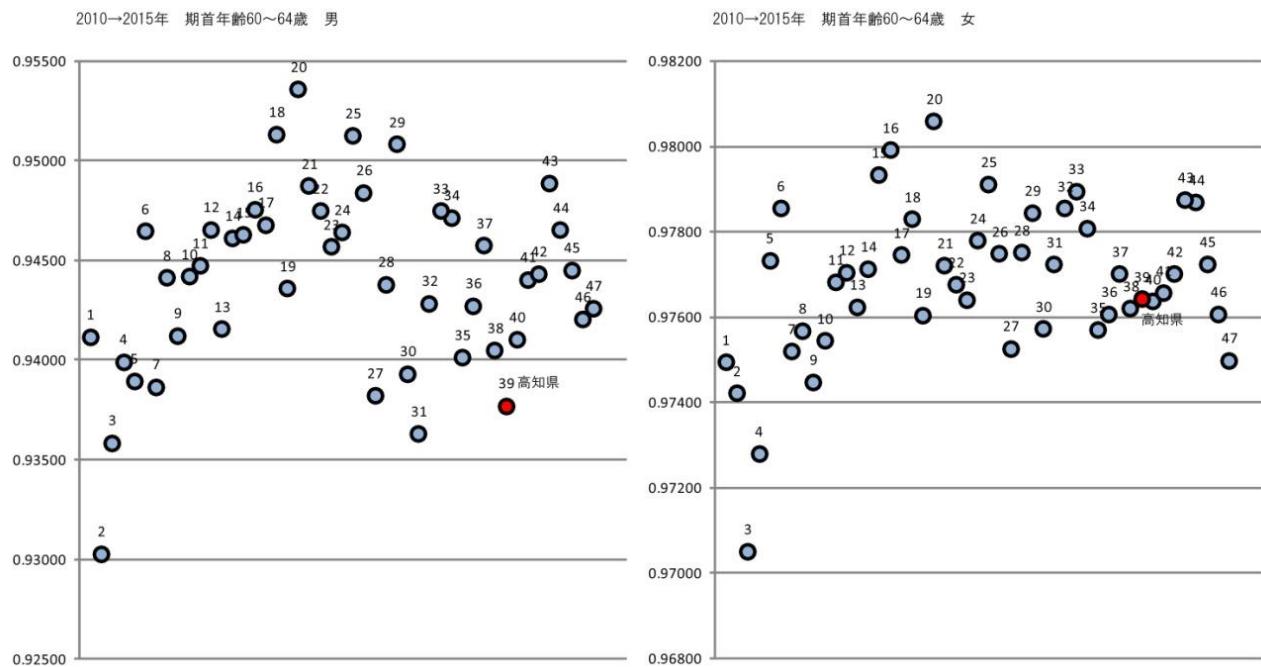
③生存率の検討

- 男女別年齢5歳階級別の生存率は、社人研推計では次のように仮定している。
 - 都道府県の全国との格差が今後直線的に縮小する。
 - 期首年齢が59歳以下の人については、県下一律の生存率を用いる。
 - 期首年齢が60歳以上の人については、県と市町村の格差が一定として、市町村ごとに仮定した生

存率を用いる。

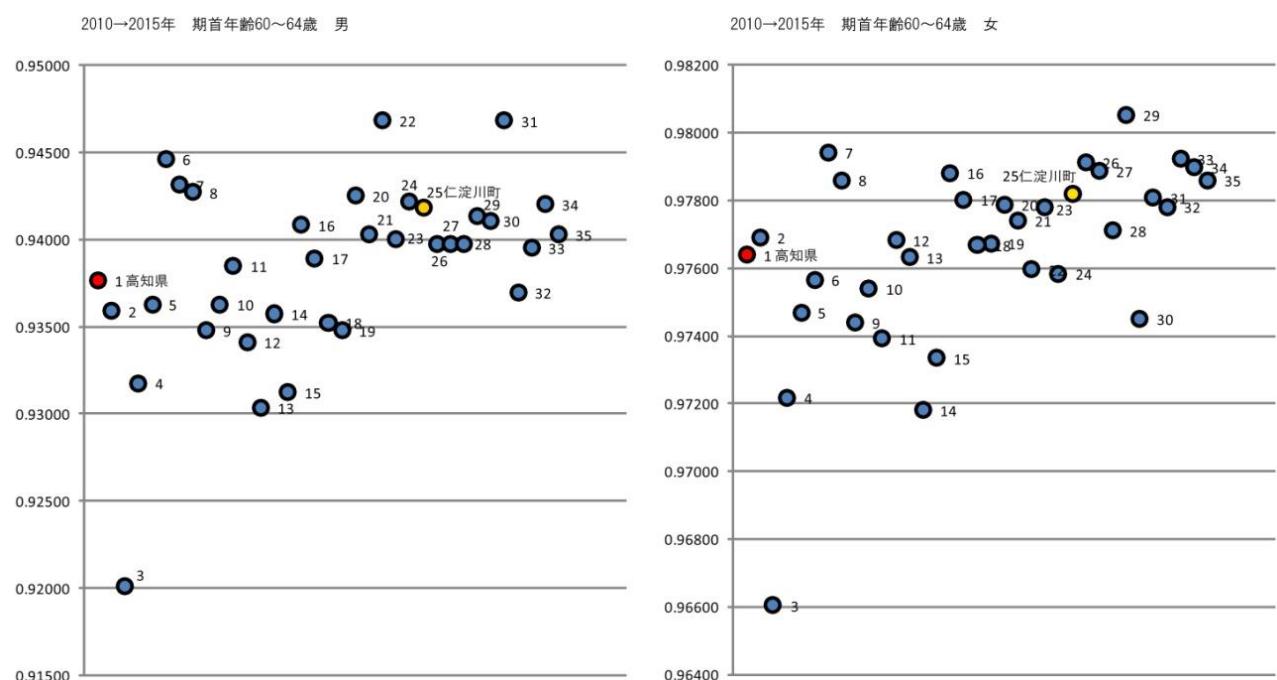
- 3. で仮定した期首年齢 60 歳以上の人の生存率の高低が市町村ごとの将来の総人口の推計に影響を与えていていることから、2010→2015 年の期首年齢 60~64 歳の男女の生存率がどう仮定されているかについて検討する。以下、数字は男について例示している。
- 1.によって仮定している生存率は、高知県で 0.93769 である。これは、青森県（0.93026）、岩手県（0.93584）、鳥取県（0.93628）に次いで、全国で 4 番目に低い。もっとも高い長野県（0.95355）と比較すると、98.3% の水準である。女についても、高知県は高くない。

【都道府県ごとの生存率の仮定（横軸は県番号）】



- いっぽう仁淀川町における生存率は 0.94187 であり、県との格差は 100.4%である。3.により、仁淀川町における当該年齢階層の各期の生存率を、高知県における各期の仮定値にこの格差割合を乗じて設定している。
- ちなみに、仁淀川町は県内 34 市町村のうちでも、男女とも生存率が比較的高い。県内でもっとも生存率が高いのは土佐町（0.94686）、次いで津野町（0.94683）となっている。
- グラフは、左から高知県（赤）、市、町、村の順になっている。一般に郡部において高齢者の生存率が高いといわれているが、ここでは、それほど顕著な傾向はみられない。
- 仁淀川町において比較的生存率が高い要因は、今後とも検討を要すると思われるが、いずれにしてもこの現状は維持すべきものであろう。そこで、パターン 3 でも、県内における格差が一定と想定した社人研の仮定を、そのまま採用することとする。

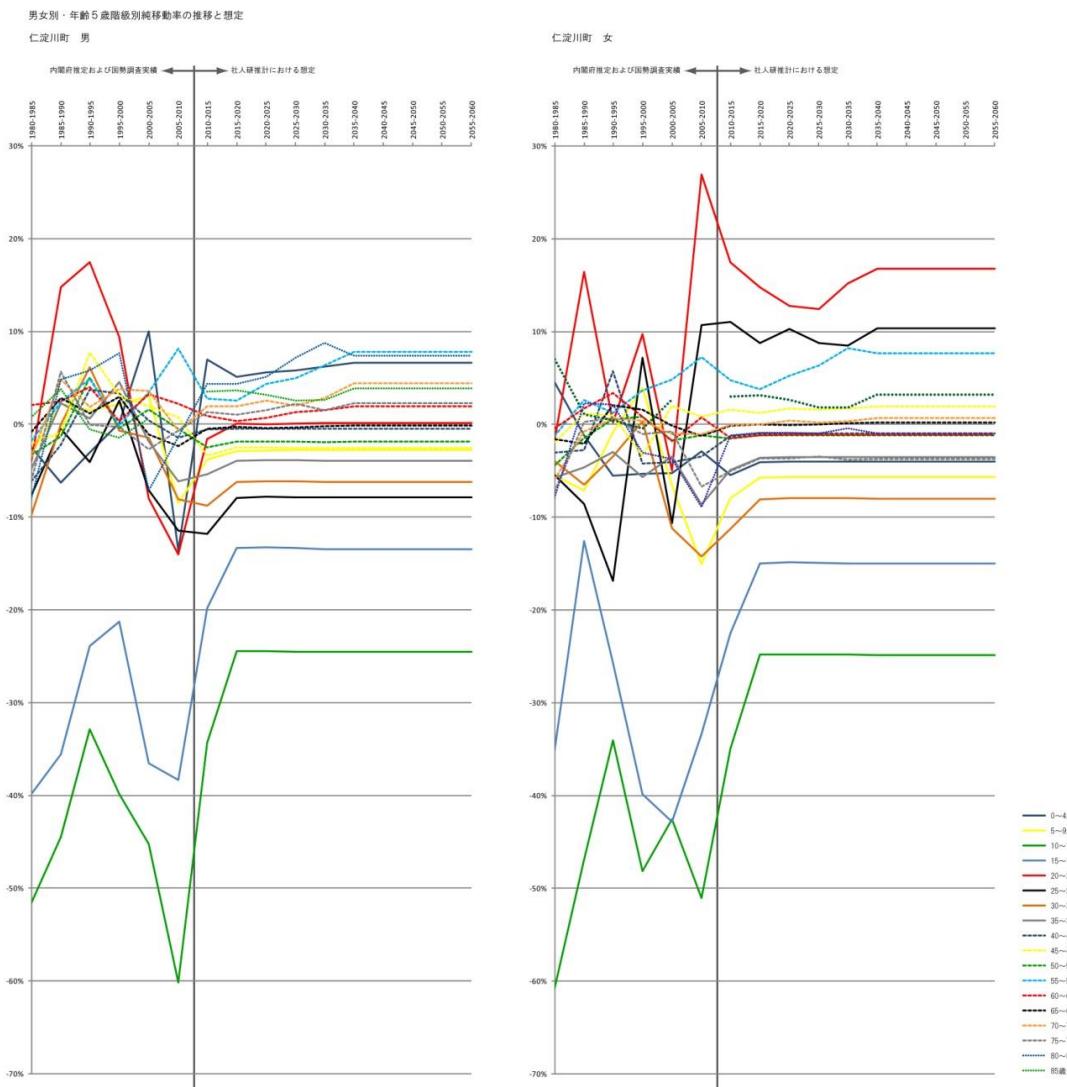
【県内市町村ごとの生存率の仮定（横軸は自治体番号順の市町村の番号）】



④純移動率の検討

- 仁淀川町における年齢階級別の純移動率は、母数そのものが小さいことも影響し、期間によって大きく変化しながら推移してきた。たとえば20~24歳の男では、+17%~-14%、女も+27%~-5%と振幅が激しく、過去の動静から将来の傾向を予測することはむつかしい。
- そこで、パターン3では、社会減のある程度落ち着いた1985~2010年の各5年期の純移動率の平均を算定し、将来の男女別年齢5歳階級別純移動率と仮定することとした。

【純移動率の推移とパターン1における想定】



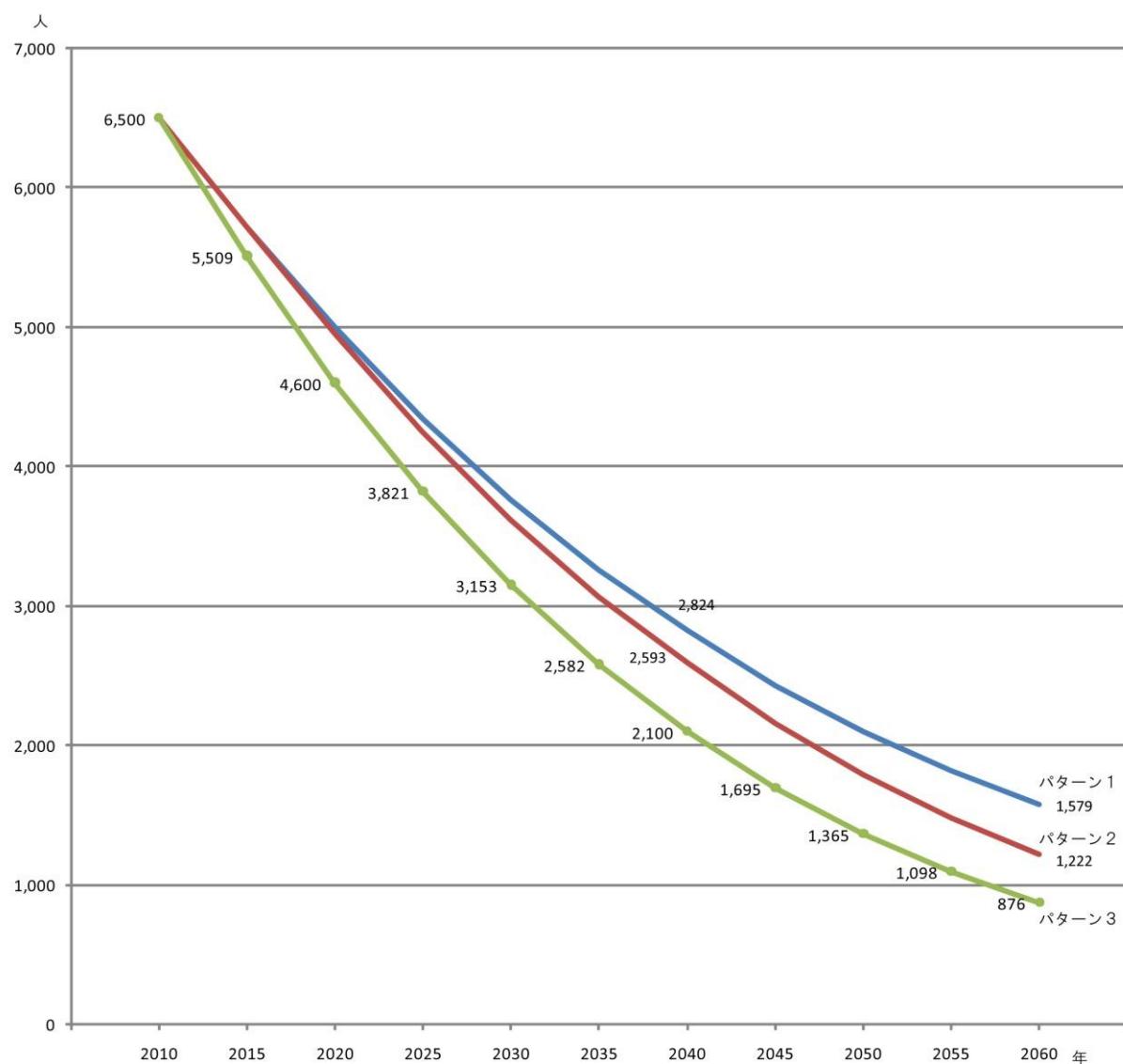
⑤パターン3による推計結果

- パターン3では、パターン1における仮定のうち、子ども女性比を高めに、純移動率も過去の趨勢を維持するとして絶対値を高めに設定したのであるが、その結果、2040年の人口は2,100人、2060年の人口は876人と、パターン1に比較して55%程度に減少した。現在の人口6,500人に対して、50年間でおよそ13%の人口規模となる。このことは、出生率を多少高くしても、過去の転出超過傾向が持続するかぎり、きわめて深刻な人口減少がおこることを示している。

【パターン3における仮定】

子ども女性比	0.210 で固定する
0～4歳児の性比	全国の仮定値を用いる (=パターン1)
期首 59 歳以下の生存率	高知県の仮定値を用いる (=パターン1)
期首 60 歳以上の生存率	パターン1 の仮定値を用いる
純移動率	1985 年～2010 年の純移動率の平均を用いる

【パターン3による推計結果（総人口の推移）】



3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

- パターン1を基本として、次の3つのシミュレーションを行ってその効果を比較し、出生と移動が将来人口にどの程度の影響をおよぼすかを評価する。

【シミュレーションの仮定】

シミュレーション1	出生率が上昇した場合	合計特殊出生率が現在の1.49から徐々に回復し、2020年に1.50、2025年に1.80、2030年に2.10となってその後その水準を維持するとして試算
シミュレーション2	移動が均衡した場合	出生率はパターン1の仮定のままで、純移動が均衡し、すべての年齢階層で純移動率が0で推移するとして試算
シミュレーション3	両方が実現した場合	出生率が回復し、かつ純移動が均衡するとして試算

- 推計結果は、以下のとおりである。

2060年人口でみると、シミュレーション1では1,774人、同2では2,232人となり、転出超過を改善できれば、出生率の回復に比較して大きな人口減少抑制効果のあることがわかる。パターン1と比較して、その効果は2060年人口でそれぞれおよそ200人、650人である。

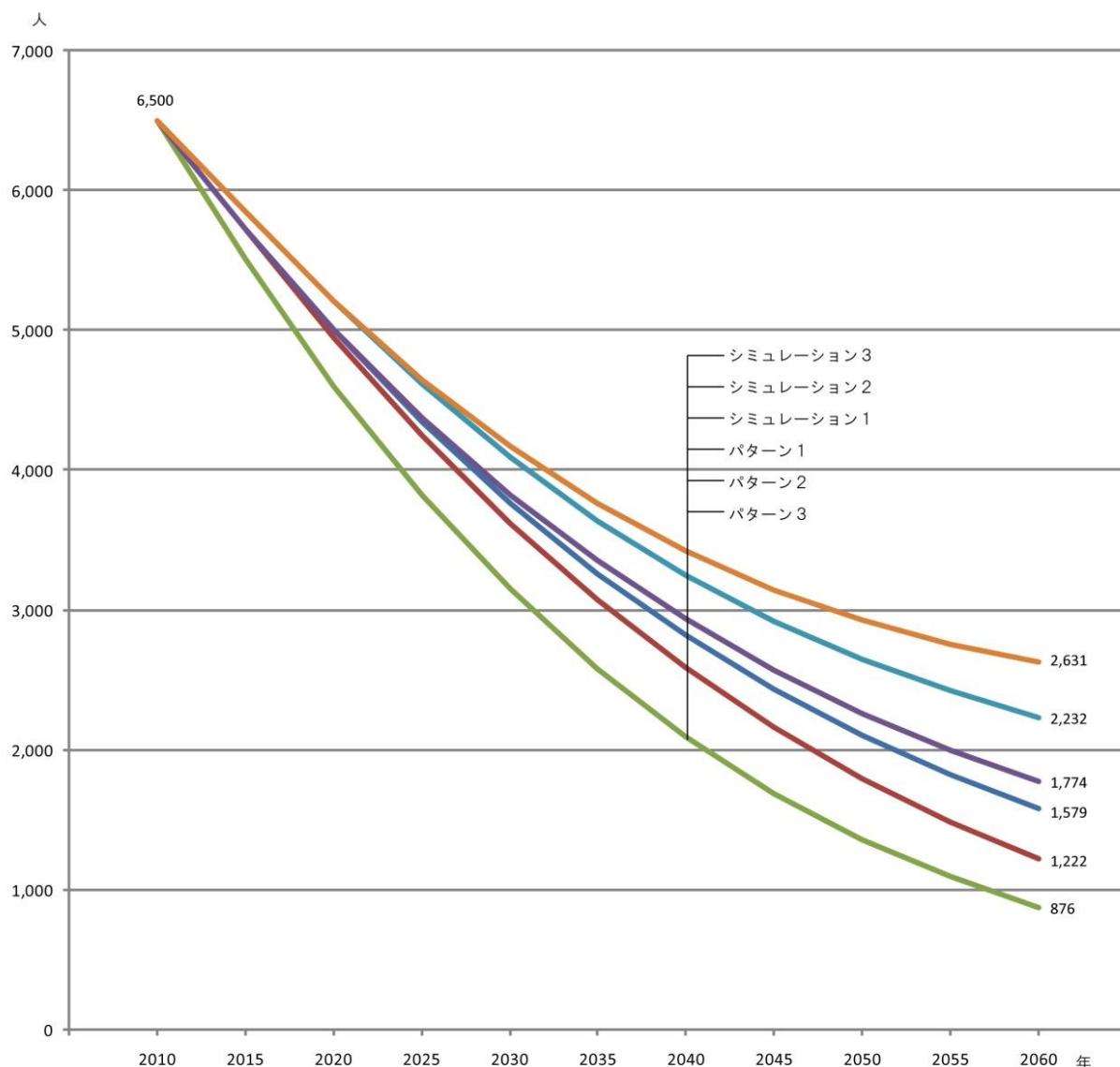
これは逆に、パターン1における人口減少の要因として、将来の転出超過が大きな比重を占めていることを表している。

シミュレーション3では、相乗効果のため人口抑制効果はもっと大きくなり、パターン1に対して2060年で1,050人程度となる。

【推計結果（人）】

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
パターン1	6,500	5,721	5,002	4,347	3,763	3,259	2,824	2,434	2,101	1,820	1,579
パターン2	6,500	5,721	4,950	4,246	3,616	3,071	2,593	2,164	1,795	1,486	1,222
パターン3	6,500	5,509	4,600	3,821	3,153	2,582	2,100	1,695	1,365	1,098	876
シミュレーション1	6,500	5,722	5,006	4,374	3,825	3,352	2,941	2,571	2,258	1,996	1,774
シミュレーション2	6,500	5,851	5,209	4,618	4,092	3,638	3,251	2,922	2,648	2,423	2,232
シミュレーション3	6,500	5,852	5,214	4,650	4,171	3,763	3,425	3,149	2,930	2,761	2,631

【推計結果】



- なお、シミュレーション3の結果を評価するために、次のような考え方で追加的な検討シミュレーション3'の試算を行った。

<シミュレーション3'>

出生率は向上するものの、純移動は均衡せずシミュレーション1の水準（したがって、パターン1と同等）を維持した場合に、シミュレーション3と同等の人口を維持するために、追加的にどの程度の移住促進を講じる必要があるかを検討する。

具体的には、25～29歳の女性と30～34歳の男性のカップルを、毎年何組程度移住させると、全体の純移動が均衡したと同等の効果をあげることができるか、という数値を得ることとした。

- この結果、毎年6組、5年間で30組の移住が継続した場合に、シミュレーション3とほぼ同じ人口曲線を描くことができる事が判明した。全年齢階層の純移動を均衡させるというのは現実的な想定とはいえないが、実際には、それと同様の効果を上げるために、毎年6組の若年夫婦を町外から移住させることができれば、背景でパターン1において想定している純移動が進行したとしても、2060年に2,600人程度の総人口を維持できる、ということになる。

【シミュレーション3' の試算結果】

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
シミュレーション3	6,500	5,852	5,214	4,650	4,171	3,763	3,425	3,149	2,930	2,761	2,631
シミュレーション1に追加して毎年6組の若年夫婦の移住を想定した場合	6,500	5,789	5,145	4,593	4,133	3,755	3,439	3,163	2,943	2,775	2,649

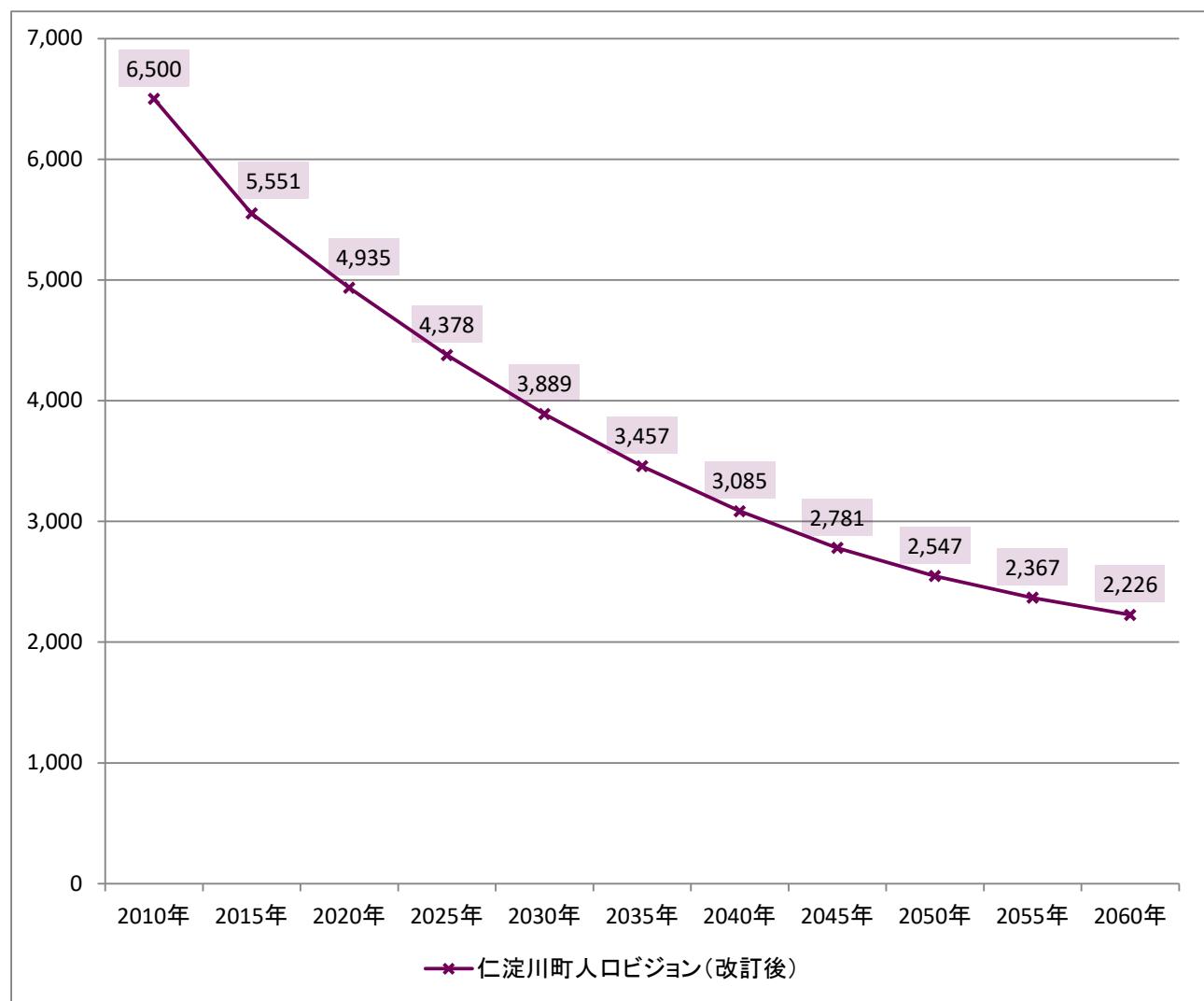
3. 人口の将来展望

- 仁淀川町の将来人口を、シミュレーション3を踏まえて、2060年に約2,226人と展望する（2015年の国勢調査を反映し修正）。
- これは、合計特殊出生率を今後20年で2.10程度にまで回復させることにあわせ、町外との純移動を均衡させるか、あるいは現在の純移動が若干縮小しつつ、若年夫婦の移住を促進させることによって達成される。各年の総人口、年齢3区分別人口、目標とする合計特殊出生率は、下表のとおりである。

【人口の将来展望】

単位：人

年	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総人口	6,500	5,551	4,935	4,378	3,889	3,457	3,085	2,781	2,547	2,367	2,226
年少人口	535	387	332	321	325	330	331	330	335	330	318
生産年齢人口	2,698	2,170	1,851	1,621	1,488	1,370	1,259	1,179	1,128	1,107	1,130
老人人口	3,267	2,994	2,752	2,435	2,076	1,757	1,495	1,272	1,085	931	778
合計特殊出生率 (推計の仮定)	-	-	1.50	1.80	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10

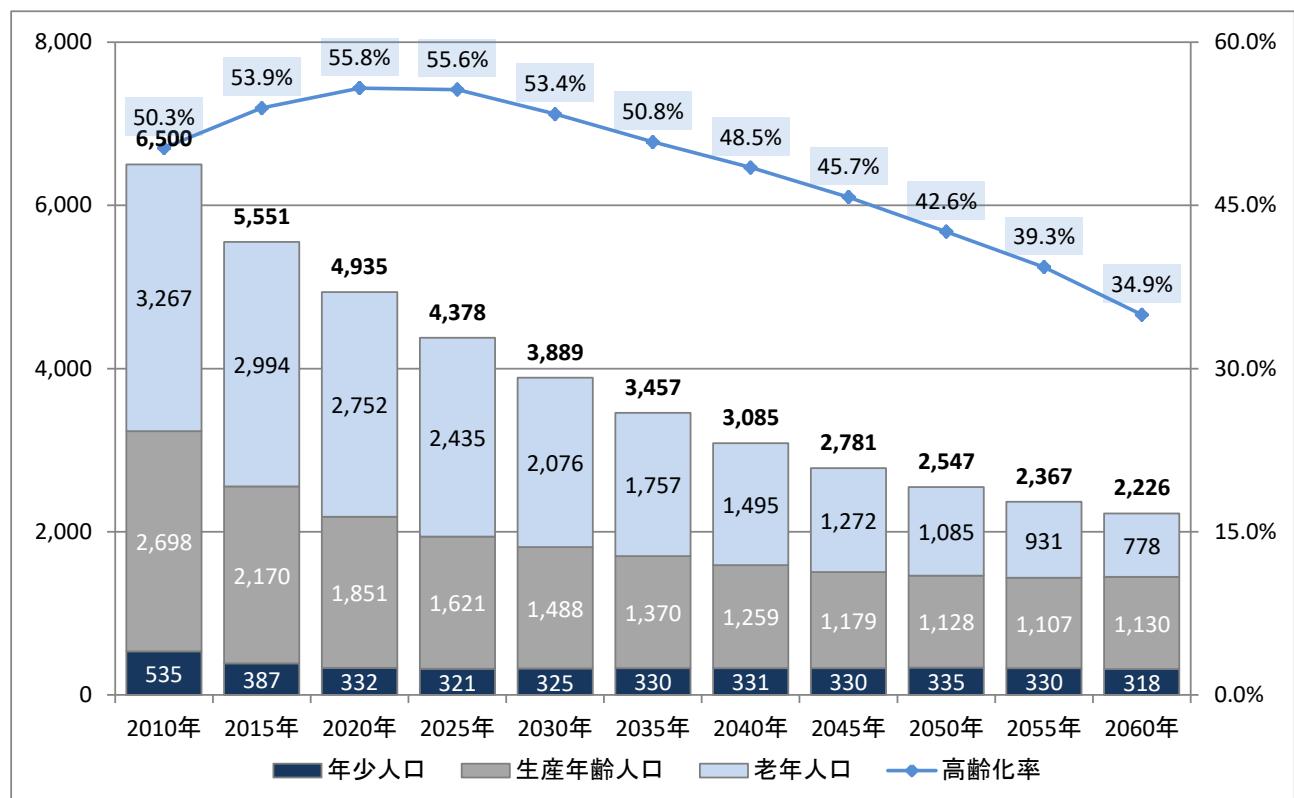


資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

- 将来展望人口を年齢3区分別人口でみると、以下のとおりである。
- 年少人口は、合計特殊出生率の上昇により、2020年頃から300人程度で安定して推移する。生産年齢人口は、出生率の改善効果が年少人口よりも遅れることから、当分は減少傾向を継続するが、2045年頃からは1,100人程度で推移すると見込まれる。
- 老人人口の減少は今後も継続すると予想される。年少人口、生産年齢人口の減少傾向に歯止めがかからるとともに、老人人口が減少することにより、高齢化率は2020年をピークに低下する。2060年には34.9%と、町民の3人に1人程度にまで、高齢化率が低下する。

【将来展望人口における年齢3区分別人口と高齢化率の推計】

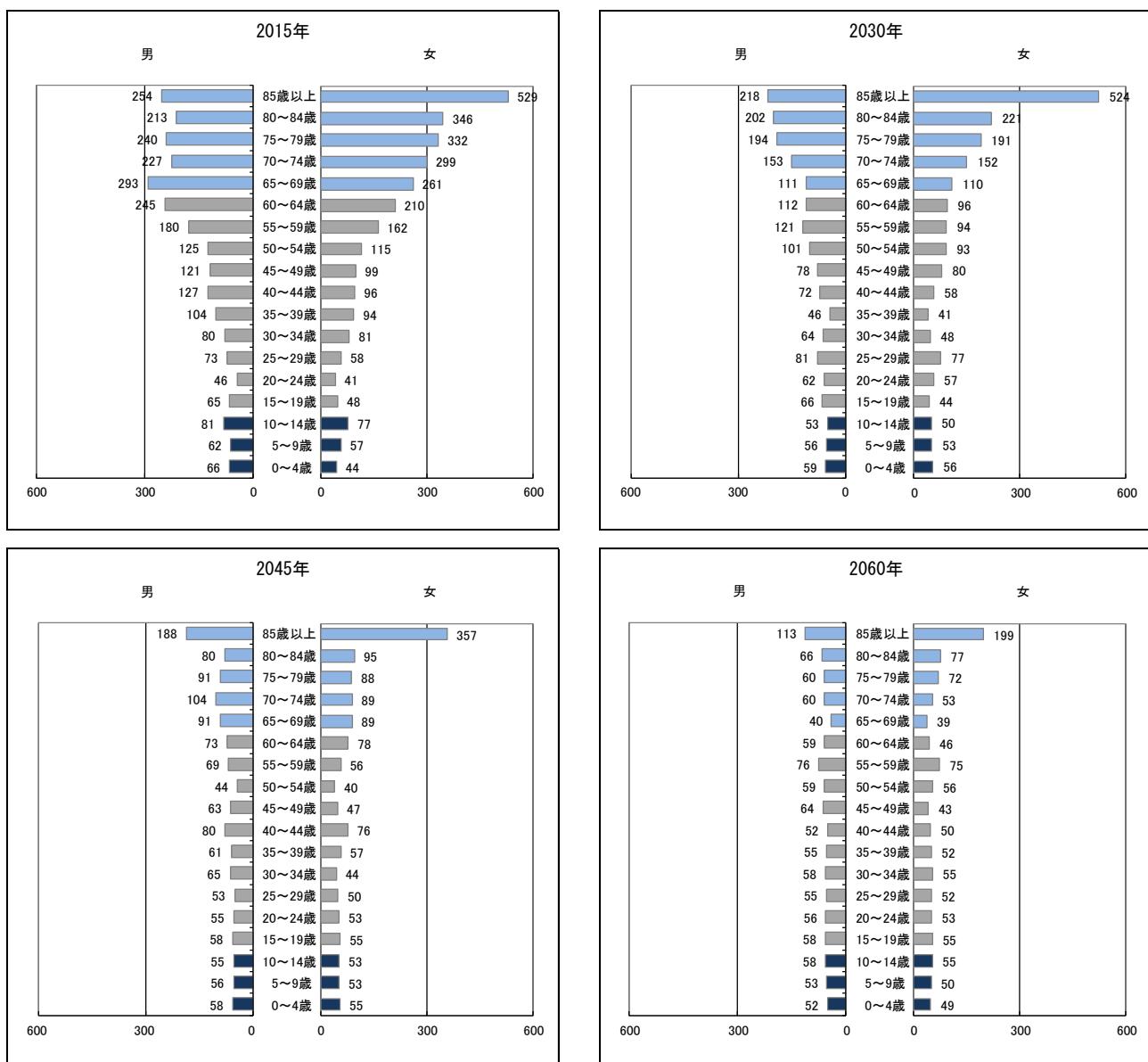
単位：人、%



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

【人口の将来展望における人口ピラミッドの推移】

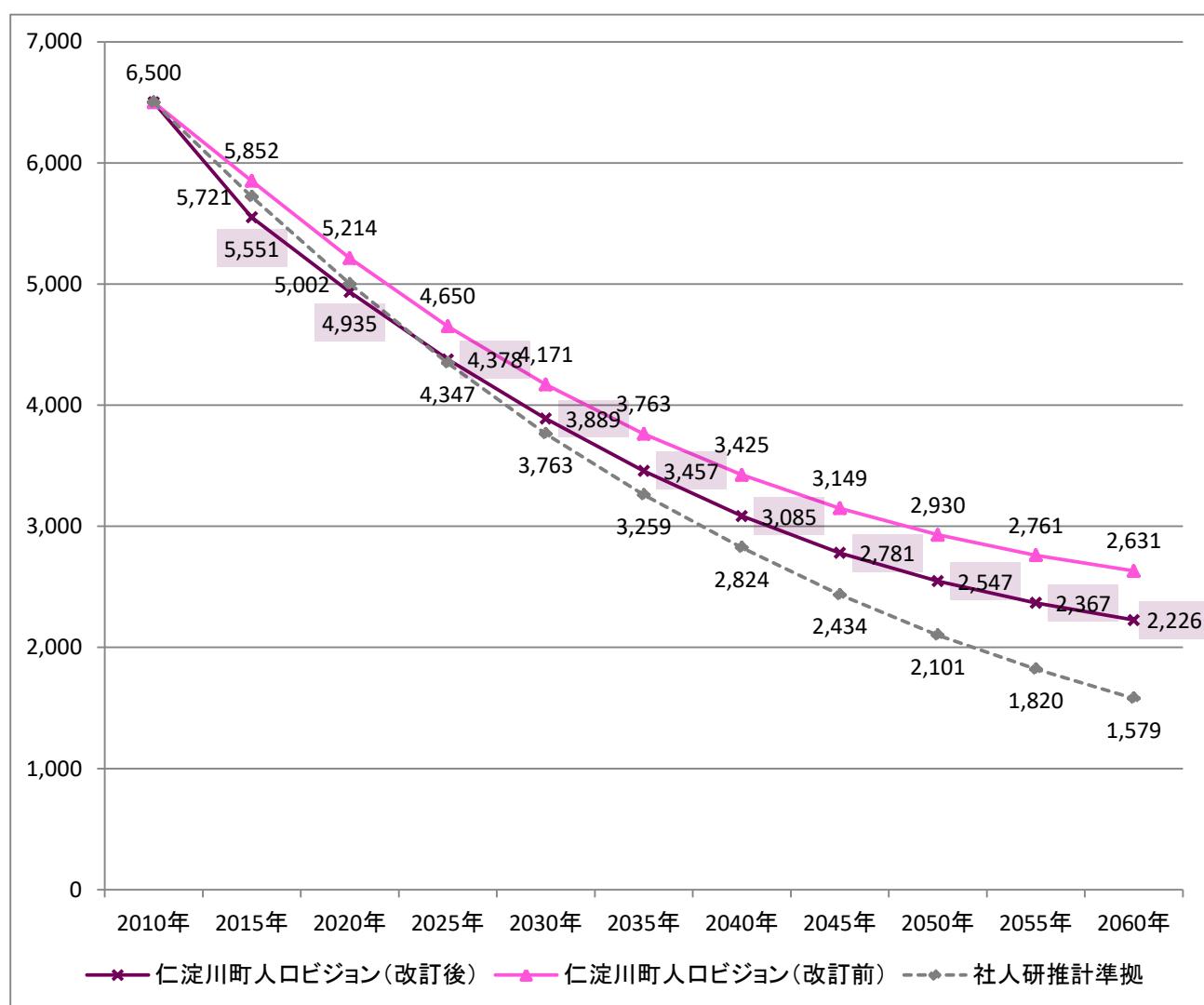
単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

【(参考) 改定前の将来展望と社人研推計準拠の推計との比較】

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

第2章 仁淀川町まち・ひと・しごと 創生総合戦略

1. 総合戦略の位置づけと計画期間

1. 総合戦略の位置づけ

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2060年を視野に入れた中期展望（長期ビジョン）で、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の2つを掲げ、第1期総合戦略を推進してきた。その結果ある一定の成果はみられるものの引き続き事業を展開していくことが重要であり、このことを踏まえ第2期総合戦略を策定し、課題解決に向け切れ目のない取り組みを推進していく必要がある。国の目指す方向として、○将来にわたって「活力ある地域社会」の実現、○「東京圏への一極集中」の是正があり、基本目標として、①「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする」②「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」③「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」④「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」の4つを基本目標としている。

また、「生涯活躍のまち」を横断的な目標とし、多様な人材の活躍・誰もが活躍する地域社会を推進していくとしている。

これを受け、仁淀川町でも第2期地方版総合戦略を策定し、切れ目なく事業を実施し、町の課題解決に向け、国・県と連携し推進・実行していく。

2. 総合戦略の計画期間

総合戦略の計画期間は、2020年度から2024年度までの5年間とする。

2. 総合戦略の効果的な推進

1. 総合戦略の策定の視点

1) 人口の長期的な安定性の確保

人口減少を克服する必要はあるが、日本全体が人口減少にある時、人口減少は避けられない。むしろ、ある程度の人口減少を想定しながら、長期的な視点から、安定的な人口構造を作り出していく必要がある。

仁淀川町の人口ビジョンでは、人口減少の要因として、転出超過による社会減が大きな比重を占めていることが指摘されていた。しかし、近年においては転出・転入者の差が少なくなる傾向にあるが、社会増に転ずるよう引き続き事業の実施が求められている。

また、人口の安定性の確保のためには、若年女性の人口流出に伴う出生数の低下や、出生率上昇のための施策も大変に重要である。

2) 仁淀川町の強みを生かし、仁淀川町らしい「しごと」の創出

転出する原因としては、働き手のニーズの多様化も大きな要因である。さらに、商業等のサービス業も大企業化・広域化で町内店舗数も減少している。

若い世代にとって、「しごと」は生活の糧であるとともに、生きがいの持てるものであることが重要である。小さくはあるが、魅力があり、いきいきとした産業を創りだしていく必要がある。

そこでは、仁淀川町の基幹産業である林業を生かした「しごと」の創出や、仁淀川町に必要なコミュニティ・ビジネスやNPO活動の支援に資する施策が求められる。また、こうした個々の「しごと」(スマーレビジネス)を、システムとしてネットワーク化していくことが求められている。

3) Iターン・Uターン等による移住の促進

人口の社会減を少なくするためにには、まず、転出者数を抑制するとともに、転入者数を増加させることが求められる。仁淀川町出身者をUターンとして迎え入れる施策をより多く取り入れ、同時にIターンの受け入れも進める施策を組み立てていく必要がある。

人口ビジョンでは、毎年6組、5年間で30組の若年夫婦が町外からの移住があれば想定人口をカバーできる。これが移住施策のひとつの目標となる。

4) 若い世代の結婚・出産・子育ての環境づくり

上記の「しごと」が創出されたとしても、出生数・出生率の確保のためには、若い世代（女性）が、希望どおり結婚し、出産・子育てができる環境づくりが施策として重要である。このことは、仁淀川町の人口の安定性を確保するための必須条件であり、若い世代（女性）が、希望どおり結婚し、出産・子育てができる環境づくりのための施策をこれまで以上に推進する必要がある。

5) 安心して暮らせる地域づくり

居住環境は、人が実質的な生活をするにあたってのベースであり、かなり大きなウエイトを占める。また、居住環境は、人が『人らしく生きる』といった人生的な命題とも、かなり大きな関係を持つ。

居住環境の目標は、一般に、①安全性、②保健性、③利便性、④快適性の4つを挙げられるが、仁淀川町としては、歴史と文化、自然環境の豊かさといった利点を活かしつつ、地域に住む町民、特に若い人たちにとって住む価値があり魅力のある地域とするため、居住環境向上のための地域インフラの整備、及び、地域福祉の充実を図っていく必要がある。

6) 実現性の重視

施策（事業）を選択するにあたっては、5か年という期間の制約もあり、実現性を重視することが求められる。

しかし、この実現性は、単に、「事業主体がはっきりと決まっており、次年度から実施可能性の高いもの」というだけのものではない。少し時間はかかるが、将来性を考えて仁淀川町に固有で実施すべきものも含まれる。それらは、今から施策を実現するために、企画や計画等を進めるものとなる。

2. 進捗管理体制づくり

仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たっては、関係部局長で構成する庁内組織、及び、外部の委員（住民、産業界、町の代表、教育機関、金融機関、学識経験者等）で構成する委員会においてP D C Aサイクル¹⁾により取組み状況を点検・検証し、必要な対策の追加、見直しを行い、必要に応じて、総合戦略の改定を行う。

なお、基本目標を達成するため、P D C Aサイクルを回していくに当たっては、次の3つの視点からチェックを行っていく。

【チェックのポイント】

①一つひとつの施策・事業について、P D C Aシートを作成し、取組み状況を確認

- ・当初計画したことが実行されているのか
- ・施策や事業のK P I の達成は可能か
- ・アウトカム最終の目標に照らして十分か

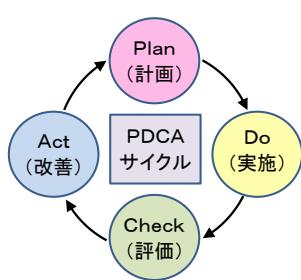
②施策・事業がまとめた政策群ごとに、施策間の有機的な連携（施策のパス回し）を確認

- ・ある施策で実施したことが効果的に次の施策につながっているか（川上から川下までうまく回っているか）
- ・一連の施策群の成果がフィードバックループを形づくり、プラスのスパイラルとなり次のステージにつながっているのか
- ・より新たな参加者が広がる形になっているのか
- ・一連の取組みが目指す目標につながっているのか

③政策群のK P I ごとに、目標達成に向けた状況を確認

- ・どこまで進んでいるのか
- ・その道筋は正しいのか
- ・施策の投入量は足りているのか
- ・新たな仕組みは必要ないのか

¹⁾ P D C Aサイクルとは、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り組むことで、プロセスを不斷のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。



3. 基本理念と基本目標

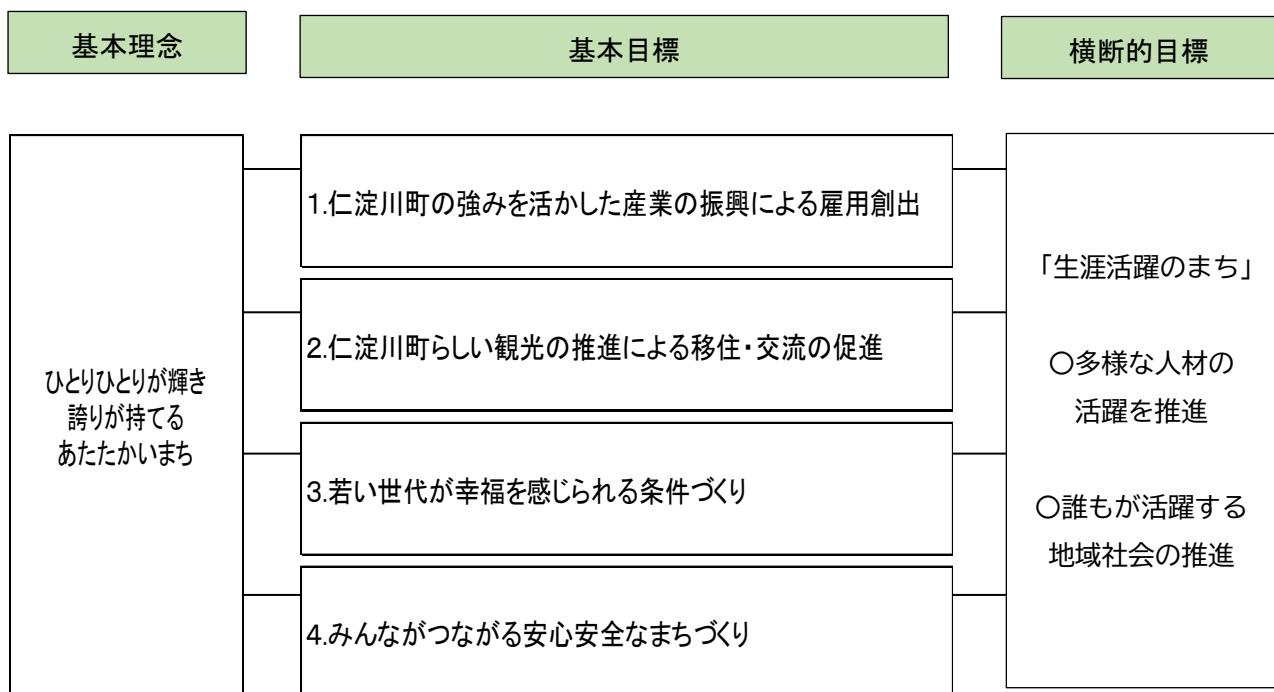
1. 基本理念

仁淀川町のまちづくり実行計画における基本理念は以下のとおりであり、これを、仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本理念とする。

「ひとりひとりが輝き
誇りが持てる あたたかいまち」

2. 基本目標

仁淀川町の創生総合戦略の基本目標は、1.仁淀川町の強みを活かした産業の振興による雇用創出、2.仁淀川町らしい観光の推進による移住・交流の促進、3.若い世代が幸福を感じられる条件づくり、4.みんながつながる安心安全なまちづくりの4つである。



3. 基本目標別的基本方向と具体的な施策

1) 仁淀川町の強みを活かした産業の振興による雇用創出

仁淀川町の強みを活かした産業の振興による雇用創出の基本方向は、①山を活かした林業の振興、②農業等の6次産業化の推進、③仁淀ブルーを活かした観光の推進、④事業支援の強化の4点である。

基本目標	基本方向
1)仁淀川町の強みを活かした産業の振興による雇用創出	①山を活かした林業の振興
	②農業等の6次産業化の推進
	③仁淀ブルーを活かした観光の推進
	④事業支援の強化

<目標値>
●令和6年度までに1事業所の創業 (平成26年度経済センサス 164事業所 → 令和6年度までに1事業所増)
●令和6年度までに林業従事者数30人増 (令和元年度まで林業従事者数110人 → 令和2年度～令和6年度新規林業従事者数30人増)

①山を活かした林業の振興

- ・仁淀川町の面積の89%を占める森林の大半は標準伐期を迎えるため、その有効活用に努め、長期的な視点にたった森林資源の保全維持を目標に、搬出間伐等の推進を軸とした健全な森づくりに取り組む。
- ・町内の森林情報を集約化し、原木の安定供給と効果的な生産システムの確立を図る。
- ・即戦力となる林業の担い手から、将来の仁淀川町の林業や木材産業の経営を担う人材、また、女性の進出等まで、幅広い人材の育成をめざす。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
森林経営管理法による森林情報集約化事業	・5年後に現在の間伐面積より50%増(171ha／年→256ha／年)
特用林産物の生産・販売の活性化事業	・特用林産物売上高5%増(13,078千円／年→13,731千円／年)
林内路網(林道、森林作業道等)整備事業	・町内の原木生産量を令和6年度末50,000m ³ ／年にする(35,208m ³ ／年→50,000m ³ ／年)
仁淀川町林業振興センター建設事業	・町内の原木生産量を令和6年度末50,000m ³ ／年にする(35,208m ³ ／年→50,000m ³ ／年)
林業後継者育成事業	・林業事業体へ研修生派遣(6名／年) ・研修者用住居の確保(6棟／年) ・PR用映像CMの作成(令和2年度)

②農業等の6次産業化の推進

- ・農家数等の減少や就農者等の高齢化等が急速に進む仁淀川町において、計画的、かつ、有効的な利用促進を通じて、増加傾向にある耕作放棄地の解消に努め、お茶や高糖度トマトを軸に農産物の需要の拡大や新たな分野での6次産業化に取り組み、地域の活性化を図る。
- ・地元野菜の通年栽培や集荷システムを確立させ、仁淀川町の農産物のブランド化を推進し、地産外商の促進を通して産業の6次産業化の推進を図る。
- ・既存の庭先集出荷事業を継続し、農作物の大口受入先であるフードプランの新規契約農家数5件（令和6年度末）を目指す。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
仁淀川町における6次産業化推進事業	<ul style="list-style-type: none">・観光入り込み客数1%増(令和6年度末)・売上高5%増(ビバ沢渡・トレトレ・池川茶園)(令和6年度末)
仁淀川町農産物輸出促進事業	<ul style="list-style-type: none">・売上50万円／年
仁淀川町風土関連産業クラスター化事業	<ul style="list-style-type: none">・仁淀川町内農業生産高5%増(令和6年度末)
地元野菜の集荷事業	<ul style="list-style-type: none">・契約農家新規5軒(令和6年度末)

③仁淀ブルーを活かした観光の推進

- ・自然や歴史文化等の地域資源を活用して、山・川での自然体験、歴史文化や暮らし体験等を旅行商品としてプログラム化し、仁淀川町ならではの体験型観光コンテンツの情報発信と誘客の促進を通して、町内での滞在期間の拡充につとめ、観光関連の地域産業の活性化を図る。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
仁淀川町オプショナルツアー事業	<ul style="list-style-type: none">・5ツアー／年を実施・観光入り込み客数の内宿泊客を6%(令和6年度末)

④事業支援の強化

- ・志ある起業者の幅広い支援を行い、新たな産業の育成や、地域の特性を活かした生活基盤を構築する事業を支援し、地域経済の活性化を図る。
- ・伝統産業を支援し、後世に継承していく。
- ・就労意欲の高い高齢者に対して就業支援を行うとともに、新しいコミュニティの形成に寄与し、地域の活性化につなげる。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
仁淀川町創業支援事業	<ul style="list-style-type: none">・新規創業1件(令和6年度末まで)
土佐和紙継承事業	<ul style="list-style-type: none">・雇用創出(加工従事者・店番等)1名(令和6年度末まで)・交流人口50人増(令和6年度末まで)
石垣ミニハウス普及事業	<ul style="list-style-type: none">・15棟の石垣ミニハウスの建築(3棟／年を5年間)

2) 仁淀川町らしい観光の推進による移住・交流の促進

仁淀川町らしい観光の推進による移住・交流の促進の基本方向は、①移住の促進②交流の促進の2点である。

基本目標	基本方向
2)仁淀川町らしい観光の推進による移住・交流の促進	①移住の促進
	②交流の促進

<目標値>

- 令和6年度までの5年間で移住者数75人増
(令和元年度16人 → 令和2年度～令和6年度75人の移住者増)
- 令和6年度までの5年間で交流人口50人増

①移住の促進

- ・仁淀川町の住みやすさなどの情報を町外に発信し、仁淀川町出身者や町外の方に、移住のきっかけづくりや空き家の整備などを通して、I・Uターンの促進を図るとともに、転出人口の減少につとめる。
- ・併せて、若者が快適に暮らせる住宅環境の整備に取組み、若者のI・Uターン及び定住の促進を図る。
- ・移住のきっかけづくりや空き家の整備を行う。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
仁淀川町若者定住住宅建築事業	・令和6年度までに住宅4棟建築
仁淀川町単身者用住宅建築事業	・令和6年度までに住宅2棟24戸建築
Uターン促進事業	・5年間で1名以上
移住支援事業	・移住者数15名／年
移住定住者用空き家等改修事業	・町内の空き家等2棟を改修(令和2年度中)し、移住定住者用住宅として貸出 ・令和3年度以降は、12年一括借上げとして改修を行う(2棟/年)

②交流の促進

- ・交流を促進するため、町の食や自然、文化等をホームページでリアルタイムに情報提供し、効果的で多様な情報発信によるPRの強化を推進する。
- ・仁淀川町を代表する景観を活かした観光地の周辺環境の整備、仁淀川町応援団を創設し強化する。
- ・伝統文化を活かした観光の推進や、既存の観光資源の磨き上げや新たな観光資源の発掘に取り組みながらイベント・ツアーを行うことにより、町内外での交流の促進を図る。
- ・仁淀川町内での各種イベントにより町内外の交流を図るとともに、仁淀川流域の豊かな食や自然を活かした事業を、仁淀川町観光協会や仁淀川地域6市町村が連携し実施することにより、仁淀川流域を含めた観光を推進する。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
仁淀川町ガイドブック改訂・増刷事業	・観光入り込み客数1%増(令和6年度末) ・交流人口を50人増加(令和6年度末)
花いっぱいの町運動事業	・観光入り込み客数1%増(令和6年度末)
観光案内板等整備事業	・観光入り込み客数1%増(令和6年度末)
仁淀ブルー観光事業	・観光入り込み客数1%増(令和6年度末)
仁淀川町応援団拡充事業	・交流人口を50人増加(令和6年度末)
仁淀川流域観光スキルアップ事業	・案内人・ガイド10名(2名/年)養成
仁淀ブルーを活用したDMO 観光地域づくりの連携事業	・観光入り込み客数1%増(令和6年度末)

3)若い世代が幸福を感じられる条件づくり

若い世代が幸福を感じられる条件づくりは、①若い世代の結婚・出産の促進②安心して子育てできる環境づくりの推進③女性が活躍できる環境づくりの推進の3点である。

基本目標	基本方向
3)若い世代が幸福を感じられる条件づくり	①若い世代の結婚・出産の促進 ②安心して子育てできる環境づくりの推進 ③女性が活躍できる環境づくりの推進

<目標値>
●令和6年度までに80人の子供出生 (令和元年20人 → 令和2年度～令和6年度累計80人子供出生)

①若い世代の結婚・出産の促進

- 町内での助産師の戸別訪問相談事業を行い、仁淀川町内で安心して出産するための環境づくりを進める。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
仁淀川町助産師による相談支援事業	・助産師等による戸別訪問年間24回

②安心して子育てできる環境づくりの推進

- 安心して子育てができるよう、子育て支援サービスの充実等により、子育てしやすい環境づくりを行う。

- ・町外ではない、仁淀川町ならではの子育て支援策を講じ、仁淀川町で安心して出産・子育てができる環境整備を図る。そのため、子育て支援センターの充実や、保育料の支援措置、高校生までの医療費無償化などの支援事業を引き続き実施する。
- ・高校への通学対策、教育環境整備により仁淀川町で充実した教育が受けられる体制づくりを行う。
- ・教育支援や子どもの夢・チャレンジを応援する仕組みづくりの推進を行い、子どもたちが個性や能力を発揮し、自らの夢の実現に向けて意欲的に生きていくため、地域と連携した様々な体験学習を通じ、社会を生き抜く力と郷土愛を育む。
- ・仁淀川町の自然の中にいながらも、農業、林業を知らない子供が多く、仁淀川町の基幹産業を担う次世代の育成が危ぶまれるため、仁淀川町の自然に親しみながら成長させる。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
就労支援住宅建築費補助事業	・必要保育士を確保し、待機児童を解消する。
学生へのバス・汽車代無料化事業	・30～40代の人口減の10%減。(人口流出の食い止め) (令和6年度末)
仁淀川町地元産業の習得事業	・農林業体験事業5回/年
仁淀川町森の学習事業	・農林業体験事業2回/年

③女性が活躍できる環境づくりの推進

- ・男女がともに助け合い、互いの能力や個性を認め合うことで、仕事、生活あらゆる分野でいきいきと活動できる社会をめざす。
- ・育児支援や、介護支援事業を充実させ、母親が安心して就労できる事業を実施し、仁淀川町は住みやすく、育児しやすいと思える環境づくりを推進する。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
女性の社会進出推進事業	・町に関する委員等における女性委員の割合を10%増(令和6年度末)

4) みんながつながる安心安全なまちづくり

みんながつながる安心安全なまちづくりの基本方向は、①生活基盤整備の推進②地域の活力を高める
③安心なくらしづくり④環境の保全の推進の4点である。

基本目標	基本方向
4) みんながつながる安心安全なまちづくり	①生活基盤整備の推進 ②地域の活力を高める ③安心なくらしづくり ④環境保全の推進

<目標値>

- 令和 6 年度までに地域集会所を活用した拠点を 2 か所開設

(現在なし → 令和 6 年度までに 2 か所開設)

- 簡易水道の整備

(経年化率(%)27.0%(令和元年度) → 10%(令和 6 年度)

※経年化率(%) : 法定耐用年数を越えた管路延長／管路総延長

①生活基盤整備の推進

- ・安心・安全な簡易水道の整備・更新を行い、町民の利便性の向上を図る。
- ・インターネットの利用環境や携帯電話エリアの拡大等を整え、情報の基盤整備の推進を図る。
- ・情報格差の是正により仁淀川町内でのビジネスを可能とする。
- ・町民が地域の中で安心して暮らすことができるよう、防災に強いまちづくりを推進するとともに、町民の防災意識の高揚を図る。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
町道椿山線部分改良工事	・2ヶ所/年
林道椿山西朽線開設工事	・300m/年
仁淀川町簡易水道 生活基盤近代化事業	・経年化率(%)27.0%(令和元年度) → 10%(令和 6 年度) ※経年化率(%) : 法定耐用年数を越えた管路延長／管路総延長
町営住宅改修事業	・年間 5 力所
仁淀川町高速情報通信基盤整備事業	・この事業実施により、整備エリア内における光加入世帯の 20%増(令和 6 年度末) 【基準値 R1.7 末】全世帯 2,967 世帯エリア内 2,163 世帯未整備 804 世帯) R1 年度 580 世帯(全世帯 19.5%、エリア内 26.8%) → R6 年度 700 世帯
Wi-Fi ルーター購入事業	・【基準値 R1.7 末】全世帯 2,967 世帯、エリア内 2,163 世帯(未整備 804 世帯) 未整備地区での普及率 5%増(令和 6 年度末) R1 年度 0 世帯 → R6 年度 40 世帯
携帯電話等エリア整備事業	・【基準値 R1.12 末】エリア外 3 地区(7 世帯 10 名・国道利用者・林業等作業者) エリア外での利用可能を目指とする R1 年度 0 地区 → R6 年度 3 地区
迂回路改修事業	・災害時迂回路整備(600m→1,400m)(令和 6 年度末)
仁淀川町池川分団屯所建設事業	・令和 6 年度までに用地取得および屯所建設
仁淀川町森分団屯所建設事業	・令和 6 年度までに用地取得および屯所建設

②地域の活力を高める

- ・人材の育成や、地域の健全な発展とコミュニティ活動の充実によるふるさとづくりを進め、地域の活力を高める。
- ・地域間の連携強化とコミュニティを活性化させることにより、小さな集落でも安心して生活することをめざす。
- ・地域の活力を高めるため、集落活動センターを立ち上げ取り組みを推進する。
- ・地域集会所単位で小さな拠点を形成し、独居老人や限界集落でも安心して暮らせる仕組みをつくる。
- ・地域の食材を活かした食品開発を行い、今後発展的に町内外に売り出す。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
仁淀川町で製造するクラフトビールの展開による交流人口拡大と地域活性化事業	・中津川流域への観光入り込み客数5%増(令和6年度末)
仁淀川町交流センター集客事業	・令和3年度と令和6年度の利用者数を比較し2倍増
「知の地域づくり」を目指す課題解決型図書室整備事業	・初年度と最終年度を比較して図書室利用者の3倍増
地域集会所を活用した拠点づくり事業	・令和5年度末までに地域集会所を活用した拠点を2か所開設
地域の食材加工販売事業	・観光入り込み客数1%増(令和6年度末)

③安心なくらしづくり

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域活動をはじめ、いきいきと社会参加することができる環境整備の促進を図る。
- ・介護保険で賄えない細かな生活支援サービスや、いきいきデイサービスの強化事業、また用居集いの館の耐震化により安心して暮らせる生活環境を作り出す。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
いきいきデイサービス強化事業	・利用者数減少率5%以内(毎年)
高齢者総合福祉施設用居集いの館耐震事業	・令和4年度までに耐震補強工事の実施

④環境保全の推進

- ・仁淀ブルーの保全や景観の保全など、地域住民一人ひとりが自然環境保全に対する意識を高め、仁淀川町の豊かな自然環境を守る。

具体的な事業	重要業績評価指標(KPI)
生活排水処理事業	・令和6年度末の汚水処理人口普及率:64.0%

資料編

1. 具体的事業シート

■仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成と頁数

1.仁淀川町の強みを活かした産業の振興による雇用創出

基本方向	事業名	整理番号	頁数
1.山を活かした林業の振興	①森林経営管理法による森林情報集約化事業	1 - 1 - 1 - 1	46
	②特用林産物の生産・販売の活性化事業	1 - 1 - 1 - 2	47
	③林内路網(林道、森林作業道等)整備事業	1 - 1 - 1 - 3	48
	④仁淀川町林業振興センター建設事業	1 - 1 - 1 - 4	49
	①林業後継者育成事業	1 - 1 - 2 - 1	50
2.農業等の6次産業化の推進	①地場産業の活性化	①仁淀川町における6次産業化推進事業	1 - 2 - 1 - 1
	②生産基盤の強化	①仁淀川町農産物輸出促進事業 ②仁淀川町風土関連産業クラスター化事業	1 - 2 - 2 - 1 1 - 2 - 2 - 2
	③農産物の集荷・加工	①地元野菜の集荷事業	1 - 2 - 3 - 1
3.仁淀ブルーを活かした観光の推進	①仁淀川町オプショナルツアーサービス	1 - 3 - - 1	55
4.事業支援の強化	①創業支援	①仁淀川町創業支援事業 ②土佐和紙継承事業 ③石垣ミニハウス普及事業	1 - 4 - 1 - 1 1 - 4 - 1 - 2 1 - 4 - 1 - 3

2.仁淀川町らしい観光の推進による移住・交流の促進

基本方向		事業名	整理番号	頁数
1.移住の促進	1)移住のきっかけづくり	①仁淀川町若者定住住宅建築事業	2 - 1 - 1 - 1	59
		②仁淀川町単身者用住宅建築事業	2 - 1 - 1 - 2	60
		③Uターン促進事業	2 - 1 - 1 - 3	61
		④移住支援事業	2 - 1 - 1 - 4	62
	2)空き家の整備	①移住定住者用空き家等改修事業	2 - 1 - 2 - 1	63
2.交流の促進	1)PRの強化	①仁淀川町ガイドブック改訂・増刷事業	2 - 2 - 1 - 1	64
	2)景観を活かした観光地の整備	①花いっぱいの町運動事業	2 - 2 - 2 - 1	65
		②観光案内板等整備事業	2 - 2 - 2 - 2	66
		③仁淀ブルー観光事業	2 - 2 - 2 - 3	67
	3)仁淀川町応援団の創設・強化	①仁淀川町応援団拡充事業	2 - 2 - 3 - 1	68
	4)イベント・ツアー実施の推進	①仁淀川流域観光スキルアップ事業	2 - 2 - 4 - 1	69
		②仁淀ブルーを活用した DMO 観光地域づくりの連携事業	2 - 2 - 4 - 2	70

3.若い世代が幸福を感じられる条件づくり

基本方向		事業名	整理番号	頁数
1.若い世代の結婚・出産の促進	1)安心して出産できる環境づくりの推進	①仁淀川町助産師による相談支援事業	3 - 1 - 1 - 1	71
2.安心して子育てできる環境づくりの推進	1)子育てしやすい環境づくり	①就労支援住宅建築費補助事業	3 - 2 - 1 - 1	72
	2)教育支援	①学生へのバス・汽車代無料化事業	3 - 2 - 2 - 1	73
	3)こどもの夢・チャレンジを応援する	①仁淀川町地元産業の習得事業 ②仁淀川町森の学習事業	3 - 2 - 3 - 1 3 - 2 - 3 - 2	74 75
3.女性が活躍できる環境づくりの推進		①女性の社会進出推進事業	3 - 3 - - 1	76

4.みんながつながる安心安全なまちづくり

基本方向	事業名	整理番号	頁数
1.生活基盤整備の推進	①町道椿山線部分改良工事	4 - 1 - 1 - 1	77
	②林道椿山西折線開設工事	4 - 1 - 1 - 2	78
	③仁淀川町簡易水道 生活基盤近代化事業	4 - 1 - 1 - 3	79
	④町営住宅改修事業	4 - 1 - 1 - 4	80
	①仁淀川町高速情報通信基盤整備事業	4 - 1 - 2 - 1	81
	②Wi-Fiルーター購入事業	4 - 1 - 2 - 2	82
	③携帯電話等エリア整備事業	4 - 1 - 2 - 3	83
	①迂回路改修事業	4 - 1 - 3 - 1	84
	②仁淀川町池川分団屯所建設事業	4 - 1 - 3 - 2	85
	③仁淀川町森分団屯所建設事業	4 - 1 - 3 - 3	86
2.地域の活力を高める	①仁淀川町で製造するクラフトビールの展開による交流人口拡大と地域活性化事業	4 - 2 - - 1	87
	②仁淀川町交流センター集客事業	4 - 2 - - 2	88
	③「知の地域づくり」を目指す課題解決型図書室整備事業	4 - 2 - - 3	89
	④地域集会所を活用した拠点づくり事業	4 - 2 - - 4	90
	⑤地域の食材加工販売事業	4 - 2 - - 5	91
3.安心なくらしづくり	①いきいきデイサービス強化事業	4 - 3 - - 1	92
	②高齢者総合福祉施設用居集いの館耐震事業	4 - 3 - - 2	93
4.環境の保全の推進	1)仁淀ブルーの保全 ①生活排水処理事業	4 - 4 - 1 - 1	94

事 業 名	森林経営管理法による森林情報集約化事業	整理番号	1-1-1-1
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・不在の森林所有者と現場をつなぐ人がいない。 ・森林所有者の高齢化、所有者の町外、県外化が進み、森林情報を集約化することが非常に困難になっている。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・山の管理をしやすくするため、森林情報を集約化し、団地化する。 ・森林境界の明確化を行う。 		
内 容 ・ 手 法 •何を行うか •どうやって行うか等 •いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・役場産業建設課が事務局となり、役場内に、森林組合、仁淀川林産協同組合とで森林管理推進協議会を設立しており、当協議会を中心として、森林所有者への意向調査を実施する。 ・公的機関による信頼性、情報を利用し、説明会等を開催する。 ・個人情報の取り扱いが可能な森林管理推進協議会が、森林所有者への働きかけを行う。 ・仁淀川林産協同組合への個人情報の提供を含めて同意の得られた森林所有者を登録してデータベース化を行い、林業事業体へ提供する。 ・当該情報を活用し、団地の設定、森林経営委託契約の締結、森林経営計画の作成、施業を実施するのは林業事業体とする。 ・森林管理推進協議会は、定期的に開催する。 ・森林管理推進協議会の運営事務費は仁淀川町が負担する。 <p style="margin-top: 10px;">令和 2 年度 意向調査を実施しその成果を基に集約化・団地化を進める 令和 3 年度 // 令和 4 年度 // 令和 5 年度 // 令和 6 年度 //</p>		
事 業 主 体	仁淀川町産業建設課 仁淀川森林組合 仁淀川林産協同組合		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度		
概 算 事 業 費	3,500,000 円／年(森林経営管理制度意向調査等)		
K P I 重要業績評価指標	・5 年後に現在の間伐面積より 50% 増(171ha／年→256ha／年)		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	特用林産物の生産・販売の活性化事業	整理番号	1-1-1-2															
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者不足と生産者の高齢化により、町での生産量が減少している。 ・特用林産物の生産・販売の後継者が減少している。 																	
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・特用林産物の生産・販売を活性化する。 ・生産者・栽培地を拡大する。 ・新たな特用林産物への取組みを行う。 ・販売のための流通体制を見直し、販路の拡大、活性化を図る。 																	
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<p>・特用林産物(シキミ、サカキ、竹炭、しいたけ、きくらげ等)の生産量の増加、品質向上のための取組などにより販売を拡大し、生産者の所得の向上を図ると共に新たな特用林産物への取り組みを行う。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">令和 2 年度</td> <td style="width: 25%;">増産事業計画</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>増産体制の構築</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>品質向上計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>品質向上体制の構築</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> </table>			令和 2 年度	増産事業計画		令和 3 年度	増産体制の構築		令和 4 年度	品質向上計画		令和 5 年度	品質向上体制の構築		令和 6 年度	〃	
令和 2 年度	増産事業計画																	
令和 3 年度	増産体制の構築																	
令和 4 年度	品質向上計画																	
令和 5 年度	品質向上体制の構築																	
令和 6 年度	〃																	
事 業 主 体	仁淀川町産業建設課 企画課																	
実 施 場 所	仁淀川町全域																	
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度																	
概 算 事 業 費	5,000,000 円																	
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・特用林産物売上高 5%増(13,078 千円／年→13,731 千円／年)(令和 6 年度末) 																	

(担当:仁淀川町産業建設課)

事業名	林内路網(林道、森林作業道等)整備事業	整理番号	1-1-1-3
事業の背景	・仁淀川町には森林整備を効率的に実施するための林道等の路網未整備地区が多く、また、整備されている路網の地形が急峻かつ脆弱である。		
事業の目的	・森林施業を効率的に実施するため、施業の必要な森林への到達時間の短縮、労働力や資材の効率的な輸送による林業労働の軽減及び、森林施業コストの低減を図り、森林整備の促進を図る。		
	令和2年度 林道等の開設、改良 令和3年度 // 令和4年度 // 令和5年度 // 令和6年度 //		
内容・手法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)			
事業主体	仁淀川町産業建設課、両総合支所地域振興課		
実施場所	仁淀川町全域		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	975,000,000 円		
KPI 重要業績評価指標	・町内の原木生産量を令和6年度末 50,000 m ³ にする(35,208 m ³ /年→50,000 m ³ /年)		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	仁淀川町林業振興センター建設事業	整理番号	1-1-1-4
事 業 の 背 景	<p>・仁淀川町の森林資源は、戦後の国の施策により人工林の植栽が進められ、その大半は40年生以上の伐木を迎える、森林資源は充実した環境となっている。しかしながら、森林所有者の高齢化等により森林所有者の把握が困難になってきているなか、集約化が進まず森林整備が進んでいない。</p> <p>そうした中で、仁淀川町、川上、川中、川下の事業体等で、仁淀川町森林管理推進協議会を設立、今後の施策等の協議を進めているが、情報調整機能等は進んでいない現状があり、まだ川上、川中、川下の業者がそれぞれ活動している現状がある。</p>		
事 業 の 目 的	<p>・林業振興センターが中心となり、マーケットイン型の木材サプライチェーンを構築し、木材の需要・供給情報の共有や情報調整機能等を進める。また森林經營管理制度による意向調査の実施、補助事業の活用、林業後継者育成事業等、林業に関する相談の総合窓口となり、ワンストップでの住民サービスを目指す拠点としていく。</p>		
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<p>令和2年度 設計委託業務・建設工事 令和3年度 建築工事</p>		
事 業 主 体	仁淀川町産業建設課		
実 施 場 所	仁淀川町大崎		
事 業 期 間	令和2年度～令和3年度		
概 算 事 業 費	15,000,000円(設計委託業務) 200,000,000(建築工事費)		
K P I 重要業績評価指標	<p>・町内の原木生産量を令和6年度末 50,000 m³にする(35,208 m³/年→50,000 m³/年)</p>		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	林業後継者育成事業	整理番号	1-1-2-1
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・林業に携わる人材不足が深刻で、林業の後継者を育成することが必要である。 ・池川地区に大規模な製材工場ができたため、増産体制の強化を図る必要がある。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の後継者を育成する。 ・大規模製材工場に対応できる材の搬出量を増やす。 ・林業に関する研修制度を構築し、将来的に山の仕事についてもらう。 ・意欲ある移住者を発掘し、仁淀川町に定住してもらう。 ・小規模な林業活動の推進のため、自伐林家の育成・支援を行う。 ・林業学校を創設し、将来的に山の仕事についてもらう。 		
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・林業研修制度により研修生の募集、育成。 ・移住者・研修者を募り、林業体験事業を実施する。 ・研修移住者用住宅の改修を行う。 <p>令和 2 年度 体験事業、移住者募集(6名)、住宅改修 林業機械のリース</p> <p>令和 3 年度 事業実施</p> <p>令和 4 年度〃</p> <p>令和 5 年度〃</p> <p>令和 6 年度〃</p>		
事 業 主 体	仁淀川町産業建設課 企画課 仁淀川林産協同組合		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度		
概 算 事 業 費	147,600,000 円		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・林業事業体へ研修生派遣(6名／年) ・研修者用住居の確保(6棟／年) ・PR用映像 CM の作成(令和 2 年度) 		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	仁淀川町における 6 次産業化推進事業	整理番号	1-2-1-1
事 業 の 背 景	<p>・農産物等の特産物をイベント販売やインターネット販売などで販路拡大し、顧客は増加傾向にあるが、更なる発展と新たな商品開発、後継者や担い手の確保をし、雇用の拡大を図る必要がある。</p>		
事 業 の 目 的	<p>・仁淀川町の基幹品目であるお茶をはじめとした農業者等の経営維持を図るため、農産物等の高付加価値化を進め、6 次産業化の推進を図る。</p>		
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<p>・お茶等を原料とした 6 次産業化の推進と経営の持続化を図る。</p> <p>①新商品開発に向けた試作品づくり、店舗等で提供する飲食等新メニューの開発、商品改良、商品化を実現する。</p> <p>②物販機能の強化、商談会等への出店による販路拡大、イベント出店による情報発信を行う。</p> <p>③更なる店舗等展開に向けた検討、人材確保をする。</p> <p>・産業を持続させるための後継者と担い手の確保及び育成する。</p> <p>①町内のお茶等生産事業者及び地域住民との連携により労働力を確保する。</p> <p>②地元雇用の拡大を図る。</p> <p>③新たな分野を開拓する。</p>		
事 業 主 体	町内の 6 次産業化に取り組む事業者		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度		
概 算 事 業 費	45,000,000 円		
K P I 重要業績評価指標	<p>・観光入り込み客数 1% 増(令和 6 年度末)</p> <p>・売上高 5% 増(ビバ沢渡・トレトレ・池川茶園)(令和 6 年度末)</p>		

(担当:仁淀川町企画課)

事業名	仁淀川町農産物輸出促進事業	整理番号	1-2-2-1
事業の背景	・海外での日本食ブーム、在留邦人の増加及びアジア諸国を中心とする高所得者層の増加の状況を踏まえ、海外市場への本町産の農産物及び農産物加工品の輸出を促進する。		
事業の目的	・海外市場への茶の輸出を実現し、茶の生産量、販売額の増を目指す。		
内容・手法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<p>・現在、農事組合法人池川茶業組合は、少量ではあるが「池川一番茶」を米国に輸出している。高知県農産物輸出促進事業補助金を活用し、海外へのさらなる販路拡大を実現する。</p> <p>①輸出先国の残留農薬基準への適合を確認するための残留農薬検査を実施し、栽培方法の確立を目指す。</p> <p>②国内外への展示会等への出店。</p> <p>③米国及びEU諸国を中心に商談を実施するとともに、輸出向けパッケージデザインの導入を検討する。</p>		
事業主体	農事組合法人 池川茶業組合		
実施場所	池川地区		
事業期間	令和2年度～令和3年度		
概算事業費	2,000,000円		
KPI 重要業績評価指標	・売上 50万円／年		

(担当:仁淀川町池川総合支所地域振興課)

事業名	仁淀川町風土関連産業クラスター化事業	整理番号	1-2-2-2
事業の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町の農業の特色として、専業農業者が非常に少なく、また町において特化した生産量を持つ品目がないことがあげられる。 ・仁淀川町が出資する第三セクター「株式会社フードプラン」には、カット野菜事業の設備・ノウハウが蓄積されており、業況も良い。また、全国的にカット野菜の需要は近年堅調であり、将来的にも事業拡大が十分可能であるといえる。 ・現状では、フードプランで使用される野菜は、ほとんどが仁淀川町外産である。 ・今後、仁淀川町において地方創生の根幹となる人口減少の食い止めを推進するためには、町内産野菜の安定生産・活用を目指しつつ、町の基幹産業のひとつであるフードプランを軸に官民連携を進め、産業面・観光面における町の強力なブランド戦略を構築することが必要である。 		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町が地域の商社と位置づけるフードプランと、地域の事業者や農業者が連携し、町の自然素材や農産品を最大限生かした、野菜業界における「リーディング品目」を構築する。 ・フードプラン周辺地域を中心に、耕作放棄地およびハウスの整備支援を行うことで、町内産野菜の生産拡充、フードマイレージ(輸送費)の低減、農家の所得安定化、フードプランにおける取扱高拡大を図る。 ・前述のリーディング品目を町内外での拠点店舗やイベントに投入し、観光客の消費額および観光振興の向上を図る。 ・本事業により、町内の小規模な生産者、加工業者の経営継続を下支えする。 		
内容・手法	<p>令和2年度 フードプランによる「きじ出汁野菜鍋」の提供方法の検討 ~令和6年度 耕作放棄地の整備支援制度の検討 フードプランによるリーディング品目の構築 野菜の端材を活用した新商品の開発 リーディング品目等による仁淀川町のPR</p>		
事業主体	仁淀川町産業建設課 企画課		
実施場所	仁淀川町全域		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	ハウス整備支援 1,000,000 円		
KPI 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町内農業生産高 5%増(令和6年度末) 		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	地元野菜の集荷事業	整理番号	1-2-3-1										
事 業 の 背 景	<p>・町内の地元野菜の生産者は高齢者が多く、生産者の負担を少なくするために、現在フードプランで行っている集荷システムを、さらに確立させる必要がある。</p>												
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・地元農家の負担軽減を図るため、フードプランによる地元野菜の集荷システムを構築するための補助を行う。 ・その結果、今まで野菜を販売していなかった農家にとっては、フードプランが集荷と販売を担うことで、新たな生きがいを持って生産することが可能となる。 ・フードプランでは、加工の拡充が図れる。 												
内 容・手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の農作物を集荷するシステムを構築する。 ・現在行っている集荷システムを拡大する。 ・週3日各地域の契約農家を回り、集荷を行う。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和 2 年度</td> <td style="width: 15%;">フードプランと地元生産者との話し合い、先進地の視察</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>事業実施</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>〃</td> </tr> </table>			令和 2 年度	フードプランと地元生産者との話し合い、先進地の視察	令和 3 年度	事業実施	令和 4 年度	〃	令和 5 年度	〃	令和 6 年度	〃
令和 2 年度	フードプランと地元生産者との話し合い、先進地の視察												
令和 3 年度	事業実施												
令和 4 年度	〃												
令和 5 年度	〃												
令和 6 年度	〃												
事 業 主 体	フードプラン 仁淀川町企画課												
実 施 場 所	仁淀川町全域												
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度												
概 算 事 業 費	500,000 円／年												
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・契約農家新規 5 軒(令和 6 年度末) 												

(担当:仁淀川町企画課)

事 業 名	仁淀川町オプショナルツアー事業	整理番号	1-3- -1															
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度の観光入込客数の宿泊客は 5,920 人で全体の約 5%、日帰り客は 98,279 人で全体の約 95%を占める。 仁淀川町内での主な宿泊施設は、現在8ヵ所ある。 仁淀川町の豊かな自然を活かし、観光客が仁淀川町を堪能できる様々なツアーを考案する必要がある。 																	
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊をともなうオプショナルツアーを考案する。 外国のようなオプショナルツアーを開催する。 田舎ツーリズムの滞在型化(宿泊客の増)をめざす。 																	
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会とガイド団体が協力して半日ツアー、1日ツアーを企画し宿泊客の増を目指す。 地域それぞれの○○名人を活かす。 コースの案 川コース(渓谷で釣り、釣った魚を食べる) 山コース(登山し、ガイドや参加者が昼食をつくる)等 ガイドを主役にした紹介ページをつくる。(HP、パンフレット等) 毎年度1回以上は先進地視察を実施する。 <p>内 容 ・ 手 法</p> <table> <tr> <td>・何を行うか</td> <td>令和 2 年度</td> <td>事業実施</td> </tr> <tr> <td>・どうやって行うか等</td> <td>令和 3 年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>・いくつ(数量等)</td> <td>令和 4 年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 5 年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 6 年度</td> <td>〃</td> </tr> </table>			・何を行うか	令和 2 年度	事業実施	・どうやって行うか等	令和 3 年度	〃	・いくつ(数量等)	令和 4 年度	〃		令和 5 年度	〃		令和 6 年度	〃
・何を行うか	令和 2 年度	事業実施																
・どうやって行うか等	令和 3 年度	〃																
・いくつ(数量等)	令和 4 年度	〃																
	令和 5 年度	〃																
	令和 6 年度	〃																
事 業 主 体	仁淀川町観光協会																	
実 施 場 所	仁淀川町全域、先進地																	
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度																	
概 算 事 業 費	500,000 円／年																	
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 5 ツアー／年を実施 観光入り込み客数の内、宿泊客を 6% (令和 6 年度末) 																	

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	仁淀川町創業支援事業	整理番号	1-4-1-1										
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・移住、雇用のため地域に貢献する事業を立ち上げる必要がある。 												
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町の創業支援事業を行う。 ・町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進のため、発展性をもって起業する新規創業者に対して補助金を交付する。 												
内 容 ・ 手 法 •何を行うか •どうやって行うか等 •いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県創業支援事業費補助金(補助率 50%、下限 300,000 円上限 2,000,000 円)や企業支援アドバイザーによる事業化へ向けたフォローアップ、起業後の並走支援等を活用する。(令和元年 6 月 20 日施行) ・仁淀川町内で生産・加工・販売等の創業に関し、地元への恩恵が認められ、雇用の創出が見込まれる事業に対し、事業費の 80%以内(上限 4,000,000 円)を補助し新規創業を支援する。 <table> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>事業計画・事業実施</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>事業実施</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>事業実施</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>事業実施</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>事業計画・事業実施</td> </tr> </table>			令和 2 年度	事業計画・事業実施	令和 3 年度	事業実施	令和 4 年度	事業実施	令和 5 年度	事業実施	令和 6 年度	事業計画・事業実施
令和 2 年度	事業計画・事業実施												
令和 3 年度	事業実施												
令和 4 年度	事業実施												
令和 5 年度	事業実施												
令和 6 年度	事業計画・事業実施												
事 業 主 体	仁淀川町企画課												
実 施 場 所	仁淀川町全域												
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度												
概 算 事 業 費	11,000,000 円(上限:県 2,000,000 円、町 4,000,000 円)												
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新規創業1件(令和 6 年度末までに) 												

(担当:仁淀川町企画課)

事 業 名	土佐和紙継承事業	整理番号	1-4-1-2
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> 岩戸地区にある尾崎製紙所は、仁淀川上流で唯一、原料の栽培から一貫した和紙づくりを営んでいる。 現在の作業場は効率的とは言えず専用作業場が必要である。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> 和紙づくりの保存・継承と、原紙及び加工品の販売促進 紙漉きには大量の清水が必要不可欠であり、谷から引く水路等の維持についても山林の荒廃等のため多くの手間や労力がかかっている。既存の水路等設備の改善等整備を行い水の安定供給を確保する。 和紙売上低迷の鈍化と、販路開拓のきっかけづくりとして、交流のある他の和紙職人や異業種と連携し、展示会等を開催し販売促進に繋げていく。 指定文化財土佐清帳紙(片岡藤義氏製;昭和 52/6/1 国選択記録作成等の措置を講ずべき無形文化財)の掘り起こし(復活)をする。 地元(町、寺村等)への交流人口増による地域活性化を図る。 		
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	令和 2 年度 紙漉き等道具購入及び施設整備 水路・給水設備等の整備 片岡藤義氏製和紙づくりの資料収集 ご親族から和紙づくりの技術指導を仰ぐ 映像等をデジタル化し資料館内で視聴できるようにする 和紙づくりを目指す者の発掘及び研修 令和 3 年度 展示資料製作等、町内小中学生等体験、協同組合を通じ和紙職人や ～令和 6 年度 異業種に呼びかけ展示会交流会等を開催	伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業による研修生受入	
事 業 主 体	仁淀川町企画課 教育委員会		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度		
概 算 事 業 費	施設整備費 3,000,000 円		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 雇用創出(加工従事者・店番等)1 名(令和 6 年度末までに) 交流人口 50 人増(令和 6 年度末までに) 		

(担当:仁淀川町企画課)

事業名	石垣ミニハウス普及事業	整理番号	1-4-1-3
事業の背景	・仁淀川町には棚田が多いが、その多くは耕作放棄地となっている。		
事業の目的	・小さな段々畑が多い仁淀川町ならではの、地の利を有効活用するとともに、石垣の保温効果の利用や、耕作放棄地対策、鳥獣害対策、高齢者の生きがい対策を目的として、石垣ミニハウスの普及を図る。		
内容・手法	<p>令和 2 年度 石垣ミニハウス設置者に補助金を交付(80%補助 3 棟)</p> <p>令和 3 年度 石垣ミニハウス設置者に補助金を交付(80%補助 3 棟)</p> <p>令和 4 年度 石垣ミニハウス設置者に補助金を交付(80%補助 3 棟)</p> <p>令和 5 年度 石垣ミニハウス設置者に補助金を交付(80%補助 3 棟)</p> <p>令和 6 年度 石垣ミニハウス設置者に補助金を交付(80%補助 3 棟)</p>		
事業主体	仁淀川町企画課、産業建設課、両総合支所地域振興課		
実施場所	仁淀川町全域		
事業期間	令和 2 年度～令和 6 年度		
概算事業費	12,000,000 円		
KPI 重要業績評価指標	・15 棟の石垣ミニハウス建築(令和 6 年度末までに)		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	仁淀川町若者定住住宅建築事業	整理番号	2-1-1-1								
事 業 の 背 景	・仁淀川町は地価が高く、また子供の進学に合わせて安価で便利な佐川町等へ移住する者が増えている。										
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・若者向け住宅を建築する。 ・仁淀川町からの転出を防ぎ、町外からの移住者を呼び込む。 										
	<ul style="list-style-type: none"> ・若者向け住宅を建築し、町内外から広く居住希望者を募集する。 ・4戸の住宅を建築。 ・町有地を有効利用する。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和3年度</td> <td>住宅建築計画</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>宅地造成及び計画業務</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>宅地造成 住宅の建築</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>住宅の建築 入居者募集</td> </tr> </table>			令和3年度	住宅建築計画	令和4年度	宅地造成及び計画業務	令和5年度	宅地造成 住宅の建築	令和6年度	住宅の建築 入居者募集
令和3年度	住宅建築計画										
令和4年度	宅地造成及び計画業務										
令和5年度	宅地造成 住宅の建築										
令和6年度	住宅の建築 入居者募集										
内 容・手 法	<p>・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)</p>										
事 業 主 体	仁淀川町池川総合支所住民福祉課										
実 施 場 所	仁淀川町 池川地区										
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度										
概 算 事 業 費	造成費 43,000,000円 建築費 120,000,000円										
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度までに住宅4棟建築 										

(担当:仁淀川町池川総合支所住民福祉課)

事 業 名	仁淀川町単身者用住宅建築事業	整理番号	2-1-1-2
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> 仁淀川町へ移住や仕事で来る単身者が増えており、住居が不足している。 既存の町営住宅入居者の大半が単身者であるため、結婚等により新たに世帯で町営住宅へ入居したい場合に空きが無いため入居出来ず、町外への転出者が増える。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> 町有地を有効利用し単身者向け住宅を建築し、単身で町営住宅に入居している方を優先的に転居していただくなどして、町営住宅を世帯向けの住宅として活用する。 仁淀川町からの転出を防ぐ。 町外からの移住者等を呼び込む。 		
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> 単身者向け住宅を建築し、町内外から居住者を募集する。 2棟 24戸程度の住宅を建築。 町有地を有効利用する。 <p style="margin-left: 40px;">令和3年度 住宅建築計画 令和4年度 宅地造成及び計画業務 令和5年度 宅地造成 住宅の建築 令和6年度 住宅の建築 入居者募集</p> <p>・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)</p>		
事 業 主 体	仁淀川町池川総合支所住民福祉課		
実 施 場 所	仁淀川町 池川地区		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	未定		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度までに住宅2棟 24戸建築 		

(担当:仁淀川町池川総合支所住民福祉課)

事 業 名	Uターン促進事業	整理番号	2-1-1-3
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年～2010年の年齢階級別の男女別移動数では、男女とも、55歳～59歳の年齢階層だった人のその後の転入傾向が+20人程度と大きい。 ・20歳～29歳の女性も、転入が+15人程度となっている。 ・その他の年齢は、ほぼ転出が多くなっている。 ・仁淀川町へ帰りたいが、なかなか帰れないという人たちのために、地域おこし協力隊の枠に町出身者も設け、子孫を呼び戻す必要がある。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊の枠に町内出身者も設ける事業を行う。 ・町内へ帰ってくるための機会を設ける。 		
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊の枠に町出身者も設ける。(地方創生交付金事業ではない、別途交付金事業のため、事業の対象とはならない。) <p>令和2年度 募集 令和3年度 募集 令和4年度 募集 令和5年度 募集 令和6年度 募集</p> <p>・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)</p>		
事 業 主 体	仁淀川町企画課		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	500,000円／年		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間で1名以上 		

(担当:仁淀川町企画課)

事業名	移住支援事業	整理番号	2-1-1-4
事業の背景	・移住者の更なる増加や定住に向けての相談窓口が重要となっている。		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者側の相談を受け、空き家の斡旋や地域との連絡調整、移住に向けての準備、環境の整備を行い、移住者数の更なる増加を目指す。 ・移住者の定住に向けて、様々な相談を行い定住率の向上を目指す。 		
内容・手法	<ul style="list-style-type: none"> ・移住に関する詳細な情報をHPなどで情報提供し、移住者と地域をつなぐきっかけをサポートする。 ・空き家等の改修を行い、助言・斡旋・情報提供などを行う。 ・地域との連絡調整を密にし、移住後のフォローを行う。 ・移住交流拠点と連携したイベントなどを開催し、移住者同士の交流を図る。 ・移住相談会での更なる情報提供やイベントなどを有効活用し、移住希望者等への情報提供を行う。 		
事業主体	仁淀川町企画課		
実施場所	仁淀川町全域		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	10,000,000円		
KPI 重要業績評価指標	・移住者数(15名/年)		

(担当:仁淀川町企画課)

事 業 名	移住定住者用空き家等改修事業	整理番号	2-1-2-1
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住者に対して住宅数が不足しているのが現状である。 ・町内の空家は増加している。 ・前述の状況を踏まえ中間管理住宅又は、移住定住住宅として整備していく必要がある。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付を受けた空き家や12年一括借上げした空き家を改修し移住定住者用住宅として利活用する。 ・移住定住者数の更なる増加をめざす。 		
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付又は12年一括借上げした空き家を移住定住者用に改修を行う。 ・移住相談会等で物件を周知・紹介し、移住相談件数や移住者の増加を促進していく。 ・移住希望者には、お試し住宅としても活用してもらう。 <p style="margin-left: 40px;">令和2年度 空き家の寄付又は12年一括借上げ後に改修 令和3年度 移住者受入・空き家の寄付又は12年一括借上げ後改修 ~令和6年度</p>		
事 業 主 体	仁淀川町企画課		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	10,000,000円×5カ年		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の空き家等2棟を改修(令和2年度中)し、移住定住者用住宅として貸出 ・令和3年度以降は、12年一括借上げとして改修を行う(2棟/年) 		

(担当:仁淀川町企画課)

事 業 名	仁淀川町ガイドブック改訂・増刷事業	整理番号	2-2-1-1
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> 仁淀ブルーで「仁淀川」という言葉は広まりつつあるが、仁淀川町の存在や場所を知らない方が県内でも沢山いる。 仁淀川町のガイドブック「遊ぶ本」は平成23年度に初版が出て以来約10年経過しており、内容の見直しなど改訂が必要となっている。 また、増刷し各観光案内所等へ置き手に取ってもらうことにより、仁淀川町に興味が持てるツールとしたい。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> 仁淀川町のガイドブックの改訂・増刷を行う。 仁淀川町という存在を知ってもらい、興味を持ってもらう。 興味を持ってもらうことで、観光客の増加を図る。 足を運んでもらうことで自然の良さを感じ、交流人口の増加を図る。 		
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ガイドブックを改訂・増刷することで、仁淀川町の存在を知ってもらう。(産業、特産品、お勧めのイベント、お店、風景などをアピール) <p>令和2年度 改訂・増刷 令和3年度 増刷 令和4年度 増刷 令和5年度 增刷 令和6年度 改訂・増刷</p>		
事 業 主 体	仁淀川町企画課		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	3,200,000円(改訂・増刷)、1,650,000円(増刷のみ)		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 観光入り込み客数1%増(令和6年度末) 交流人口を50人増加(令和6年度末) 		

(担当:仁淀川町企画課)

事 業 名	花いっぱいの町運動事業	整理番号	2-2-2-1
事業の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在、桜や花桃、ミソハギなどの名所が町内にあるが短期間であるため、観光客の集客が集中し、かつ利益につながっていない。 花のまちとして売り出し、年間を通じて花の見どころをつくることが出来ていない。 		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 花いっぱいの町運動を行う。 年間を通じて花の見どころをつくることで観光客の定期的な集客を見込む。 花のまちとして売り出すことで町のイメージアップにつなげる。 地域の特色を活かしながら花を育てることで町内の活性化につなげる。 		
内 容・手 法	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、花の名所をつくり、観光客の集客増加につなげる。 花の種や苗の購入に補助をつけ、休耕地などに花を植えてもらう。 年間を通じて花が咲くようにするため、バランス良く補助をつけることが必要。 (春:桜・花桃、夏:ひまわり、秋:コスモス、冬:スイセンなど) 随時お花見マップの内容を更新する。 花名所の近くに種や苗の販売所(良心市等)を置く。 		
・何を行うか	令和 2 年度 事業実施		
・どうやって行うか等	令和 3 年度 //		
・いくつ(数量等)	令和 4 年度 //		
	令和 5 年度 //		
	令和 6 年度 //		
事 業 主 体	仁淀川町産業建設課、仁淀川町観光協会		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度		
概 算 事 業 費	3,000,000 円		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 観光入り込み客数 1% 増(令和 6 年度末)(桜地区・上久喜地区) 		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	観光案内板等整備事業	整理番号	2-2-2-2
事業の背景	<ul style="list-style-type: none"> 看板の現状は旧町村名のままであったり、老朽化していたりと、町外からの観光客に不親切である。 町村の名残が色濃く残っており、町全体として統一感がない。 		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 町内の町内案内の看板、観光地への標識看板などを統一する。 (観光スポットへの標識看板、観光スポット地点の看板) 町全体に統一感をつくる。 		
内 容・手 法	<ul style="list-style-type: none"> 町内の町内案内の看板、観光地への標識看板などを統一する。 (観光スポットへの標識看板、観光スポット地点の看板) 町内の木材を使用したベンチを置く。 地元住民や小中学生に製造に参加してもらい、自らが関わったモノが常に目に入ることで、町への愛着を深めてもらう。 町内の木材を使うことで、植林の整備につなげる。 自然のものを使い、景観を守る。 		
・何を行うか	令和3年度 看板標識の現状調査、看板・ベンチ等の制作、設置 こどものワークショップの宣伝・開催		
・どうやって行うか等			
・いくつ(数量等)	令和4年度 引き続き看板・ベンチの設置		
事 業 主 体	仁淀川町産業建設課		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和3年度～令和4年度		
概 算 事 業 費	2,000,000円×2か年		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 観光入り込み客数 1%増(令和6年度末) 		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事業名	仁淀ブルー観光事業	整理番号	2-2-2-3															
事業の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町は現在、仁淀ブルーで注目を集めている。 ・仁淀ブルーを目玉にした観光をさらに推進する必要がある。 																	
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀ブルーツーリズム事業を行う。 ・新規観光客の確保とリピーターの確保をめざす。 																	
内容・手法	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川で遊べるための設備や環境を整え、観光客の増加を狙う。 ・仁淀川町に行けば、仁淀川を堪能できると言われるようとする。 ・渓谷やキャンプ場に協力金箱を設置し、維持管理費のために使用する。 ・観光客誘致事業を実施する。 ・人材育成事業を実施する。 ・施設整備事業を実施する。 <p>内 容・手 法</p> <table> <tr> <td>・何を行うか</td> <td>令和 2 年度</td> <td>事業実施</td> </tr> <tr> <td>・どうやって行うか等</td> <td>令和 3 年度</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>・いくつ(数量等)</td> <td>令和 4 年度</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 5 年度</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 6 年度</td> <td>//</td> </tr> </table>			・何を行うか	令和 2 年度	事業実施	・どうやって行うか等	令和 3 年度	//	・いくつ(数量等)	令和 4 年度	//		令和 5 年度	//		令和 6 年度	//
・何を行うか	令和 2 年度	事業実施																
・どうやって行うか等	令和 3 年度	//																
・いくつ(数量等)	令和 4 年度	//																
	令和 5 年度	//																
	令和 6 年度	//																
事業主体	仁淀川町観光協会、仁淀川町産業建設課																	
実施場所	仁淀川流域																	
事業期間	令和 2 年度～令和 6 年度																	
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・協力金箱設置費 450,000 円 																	
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・観光入り込み客数 1% 増(令和 6 年度末) 																	

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	仁淀川町応援団拡充事業	整理番号	2-2-3-1
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとに愛着を持つ町出身者や、仁淀川町に思いのある方達による地域の活性化のため、仁淀川町応援団の組織化と拡充を行う必要がある。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町応援団の組織化と拡充を行う。 ・ふるさとに愛着を持つ町出身者や、仁淀川町に思いのある方達による地域の活性化を行う。 ・外部から仁淀川町への提言をもらい事業に反映させる。 ・卒業後・定年後のUターン等の促進を図る。 ・所有地・家屋の活用の促進を図る。 ・小中学生に仁淀川町の良いところを知ってもらう。 		
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況を把握し、より活性化するための個別組織を統一し、連合化を図る。 ・町と協力者の絆を深め、応援団として事業等への助言・助力をお願いする。 ・地域活動やイベントへの参加(ボランティア等)を行う。 ・特産品や観光等のPR・販売促進を行う。 ・空き家や所有農地・林地の活用に対する協力を依頼する。 ・応援団を組織し、地域活性化の支援をしてもらう。 ・年1回の仁淀川町交流会での情報交換(町内で開催)を行う。 ・応援団員への地域情報を発信する。 ・伝統行事やボランティア活動への参加を行う。 ・町特産品を購入(ふるさと納税制度の活用等)する。 <p>令和2年度 事業計画作成・会員募集を行う。 令和3年度 交流事業・情報発信を開始する。 令和4年度 第1回仁淀川町交流会を開催する。 令和5年度 第2回仁淀川町交流会を開催する。 令和6年度 第3回仁淀川町交流会を開催する。</p>		
事 業 主 体	仁淀川町観光協会		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費は5,000,000円を想定。 内訳は、交流会1,000,000円×3回、情報発信1,000,000円、その他1,000,000円) 		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・交流人口を50人増加(令和6年度末) 		

(担当:仁淀川町企画課)

事業名	仁淀川流域観光スキルアップ事業	整理番号	2-2-4-1
事業の背景	・仁淀川流域の観光ツアーア実施にあたって現地案内や、観光ガイドが出来る人材が少なく、ツアーアの支障となっている。		
事業の目的	・仁淀川流域の観光スキルアップ事業を行う。		
	令和2年度 案内・ガイドの実践、観光地での案内人、ガイドの養成 令和3年度 リ 令和4年度 リ 令和5年度 リ 令和6年度 リ		
内容・手法	<ul style="list-style-type: none"> ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等) 		
事業主体	仁淀川町観光協会、(一社)仁淀ブルー観光協議会		
実施場所	仁淀川町内		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	100,000円		
K P I 重要業績評価指標	・案内人・ガイド 10名(2名/年)養成		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事業名	仁淀ブルーを活用したDMO観光地域づくりの連携事業	整理番号	2 - 2 - 5 - 6
事業の背景	・広域による観光事業の取組みにより、観光客数は増加の傾向にある。この取組を継続させ、さらに観光入り込み客数の増加を目指す必要がある。		
事業の目的	・高知県も含めた流域6市町村で、仁淀ブルーを活用したDMO観光地域づくりの連携事業を実施し雇用、観光入込客数の増加を図る。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致事業の実施 ・人材育成事業の実施 ・施設整備事業の実施 <p>令和2年度 事業の継続 ～令和6年度</p>		
内容・手法	<ul style="list-style-type: none"> ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ（数量等） 		
事業主体	一般社団法人 仁淀ブルー観光協議会		
実施場所	仁淀川流域		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	15,000,000円		
KPI 重要業績評価指標	・観光入り込み客数1%増(令和6年度末)		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	仁淀川町助産師による相談支援事業	整理番号	3-1-1-1
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・町内及び近隣に産婦人科がない。 ・妊産婦が近くで気軽に相談できる専門職や機関が無い。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦が、妊娠・出産・育児に関する専門的な相談支援を受ける。 ・妊産婦が安心して出産・子育てができる環境づくりをする。 		
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後訪問指導 助産師・保健師が妊娠期、産後の母親宅を訪問し、身体的・心理的ケアや育にかかわる助言や指導を実施 妊産婦 1名に対し、産前産後 2回訪問。 事業実施継続 		
事 業 主 体	仁淀川町保健福祉課		
実 施 場 所	対象者居宅 他		
事 業 期 間	令和2年度から令和6年度		
概 算 事 業 費	900,000 円／年		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師等による戸別訪問年間 24回 		

(担当:仁淀川町保健福祉課)

事業名	就労支援住宅建築費補助事業	整理番号	3-2-1-1
事業の背景	・本町では慢性的な保育士不足が問題となっている。仁淀川町の保育所で就労したくても、住居がなく諦める新卒保育士がいる。		
事業の目的	・運営主体である社会福祉協議会に就労支援住宅建築費を補助し、保育士を確保する。		
内容・手法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	令和2年度 補助要綱の制定 建築場所の確定 令和3年度 社会福祉協議会から設計委託業務にかかる補助金交付申請 町から社会福祉協議会へ交付決定通知書交付 社会福祉協議会は設計委託業務発注 社会福祉協議会から建築にかかる補助金変更交付申請 町から社会福祉協議会へ変更交付決定通知書交付 社会福祉協議会は建築工事発注 令和4年度 社会福祉協議会は入居者募集		
事業主体	仁淀川町社会福祉協議会		
実施場所	仁淀川町内		
事業期間	・令和2年～令和3年 建築 ・令和4年～ 運営		
概算事業費	・設計委託業務にかかる補助 $5,000,000 \text{ 円} \times 80\% = 4,000,000 \text{ 円}$ ・建築工事にかかる補助金 $50,000,000 \text{ 円} \times 80\% = 40,000,000 \text{ 円}$		
KPI 重要業績評価指標	・必要保育士を確保し、待機児童を解消する。		

(担当:仁淀川町教育委員会)

事 業 名	学生へのバス・汽車代無料化事業	整理番号	3-2-2-1										
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の進学を機に、町外へ転出する家庭が多い。 ・仁淀川町から町外の学校に通うための通学費が、家計の負担になっている。 ・町外へ転出する家庭を防ぐため、学生へのバス代・汽車代を無料にし安心して仁淀川町に住める施策を実施する。 												
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・学生へのバス・汽車代無料化を行う必要がある。 ・町外へ転出する家庭を防ぐ。 ・家計への負担を軽減する。 ・公共交通の利用を推進することで、公共交通の増便につながり、利便性の向上を図る。 												
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生へのバス・汽車代を無料にする。 ・定期等購入者へのみ補助する。 <table> <tr><td>令和 2 年度</td><td>事業実施</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>事業実施</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>事業実施</td></tr> <tr><td>令和 5 年度</td><td>事業実施</td></tr> <tr><td>令和 6 年度</td><td>事業実施</td></tr> </table>			令和 2 年度	事業実施	令和 3 年度	事業実施	令和 4 年度	事業実施	令和 5 年度	事業実施	令和 6 年度	事業実施
令和 2 年度	事業実施												
令和 3 年度	事業実施												
令和 4 年度	事業実施												
令和 5 年度	事業実施												
令和 6 年度	事業実施												
事 業 主 体	仁淀川町教育委員会												
実 施 場 所	仁淀川町全域												
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度												
概 算 事 業 費	15,000,000 円 / 年												
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・30～40 代の人口減の 10% 減。(人口流出の食い止め)(令和 6 年度末) 												

(担当:仁淀川町教育委員会)

事 業 名	仁淀川町地元産業の習得事業	整理番号	3-2-3-1
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の就業者数の総数は、46人であり、そのうち、49歳以下は全体の30.4%である。 ・平成27年度の全農家801戸の内、自給農家数が634戸、販売農家数が167戸である。 ・農業の就業者数の総数は、250人であり、そのうち、49歳以下は全体の5.2%である。 ・町内の農業・林業の後継者不足が深刻である。 ・子どもの頃から地元産業の習得を行うことが必要である。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、町内で林業や農業を目指す子どもの増加をめざし、地元産業を習得した子どもを増加させる。 		
内 容・手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・今のような体験ではなく、一通りできるようにする。 ・習得した技術を披露する場をつくる。 ・作った野菜などを人に食べてもらったり買ってもらう機会をつくる。 ・習得した技術を人に教える機会をつくる。(都会からの移住者や大学生など) <p>令和2年度 地元農家・林業事業体と教育委員会が話し合い、協力農家・林業事業体と作業地の決定 年間の計画決定</p> <p>令和3年度 事業実施</p> <p>令和4年度 //</p> <p>令和5年度 //</p> <p>令和6年度 //</p>		
事 業 主 体	仁淀川町教育委員会		
実 施 場 所	小中学校の近く		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	500,000円／年		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業体験事業5回/年 		

(担当:仁淀川町教育委員会)

事 業 名	仁淀川町森の学習事業	整理番号	3-2-3-2
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度の仁淀川町の現況森林面積は、29,599haである。 林業の就業者数の総数は、46 人であり、そのうち、49 歳以下は全体の 30.4%である。 仁淀川町の課題である森林の保全・整備と間伐が進んでいないため、森の学習事業を行い仁淀川町の基幹産業である林業に興味を持たせる必要がある。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> 森の学習事業を行うことで、町民へ間伐の重要性と必要性を周知させ、間伐を促進する。 		
内 容 ・ 手 法 •何を行うか •どうやって行うか等 •いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学生、町民が森に入って学習することにより、間伐の必要性への理解が進む。 植林・下刈り・枝打ち・間伐などの体験を行う。 <p style="margin-left: 20px;">令和 2 年度 年間の計画を立てる 事業実施 令和 3 年度 事業実施 令和 4 年度 //</p> <p style="margin-left: 20px;">令和 5 年度 //</p> <p style="margin-left: 20px;">令和 6 年度</p>		
事 業 主 体	森林組合 仁淀川町産業建設課、両総合支所地域振興課		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度		
概 算 事 業 費	年 1,000,000 円		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 農林業体験事業 2 回/年 		

(担当:仁淀川町産業建設課 両総合支所地域振興課)

事 業 名	女性の社会進出推進事業	整理番号	3-3- -1
事 業 の 背 景	・世界的に男女共同参画を推進する動きが加速する中、当町でも仁淀川町男女共同参画プラン(推進計画)に基づき女性の社会進出を推進していく必要がある。		
事 業 の 目 的	・町に関する委員等で女性の割合が大変少ない状態にあり、まずこの状況を改革し女性委員等を増加させ、当町における意思決定事項において女性の意見を多く取り入れることを目的とする。		
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会進出を推進する学習の場を提供し、人材の発掘・育成を行う。 講師を招いて学習会等を実施する。 各課と連携し委員等の選考において女性の起用を推進する。 女性の社会進出の重要性を協議する。 		
事 業 主 体	仁淀川町企画課		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	100,000円／年(学習会講師謝金・先進地視察等)		
K P I 重 要 業 績 評 価 指 標	・町に関する委員等における女性委員の割合を10%増(令和6年度末)		

(担当:仁淀川町企画課)

事業名	町道椿山線部分改良工事	整理番号	4-1-1-1
事業の背景	・町道椿山線は、地形が急峻で、林産物の搬出や工事車両の通行により、わだち掘れやひび割れが発生し通行に支障をきたしている		
事業の目的	・緊急時等に地域住民の不安は計りしねいものがあり、4カ所を部分改良することで、交通の利便性と安全を確保し住民の不安を解消する。		
	<p>・町道椿山線の部分改良工事を行う。</p> <p>令和3年度 測量設計 令和4年度 実施設計 改良工事 令和5年度 改良工事</p>		
内容・手法	<p>・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)</p>		
事業主体	仁淀川町池川総合支所地域振興課		
実施場所	池川地区		
事業期間	令和3年度～令和5年度		
概算事業費	10,000,000円		
KPI 重要業績評価指標	・2ヶ所/年		

(担当:仁淀川町池川総合支所地域振興課)

事業名	林道椿山西桁線開設工事	整理番号	4-1-1-2
事業の背景	・森林の大半は人工林であり標準伐期を迎えるため、その有効活用に努め、長期的な視点にたった森林資源の保全維持を目標する。		
事業の目的	・林道開設により、搬出間伐等を推進し山中を軸とした健全な森づくりに取り組む		
	<p>・林道椿山西桁線 L=1500m の開設工事を行う。</p> <p>令和 3 年度 全体計画 令和 4 年度 実施設計 開設工事 令和 5 年度 開設工事 令和 6 年度 開設工事 令和 7 年度 開設工事(計画期間外)</p>		
内容・手法	<p>・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)</p>		
事業主体	仁淀川町池川総合支所地域振興課		
実施場所	池川地区		
事業期間	令和 3 年度～令和 7 年度(計画期間外)		
概算事業費	300,000,000 円		
KPI 重要業績評価指標	・300m/年		

(担当:仁淀川町池川総合支所地域振興課)

事業名	仁淀川町簡易水道 生活基盤近代化事業	整理番号	4-1-1-3
事業の背景	・町民の生活に必要不可欠な水道水の安定供給に向け、水道施設の適正な維持管理を行う。		
事業の目的	・仁淀川町簡易水道において、安全で安定した水道水を供給するため、老朽化した管路の更新を行い、生活基盤強化と災害に強いまちづくりを図る。		
内容・手法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した水道管の更新を計画的に進める。 ・更新・改修等に係る補助金(交付金)を活用し、災害に強い水道施設の構築を図る。 ・今後もより安定した水道水を供給するため、必要なコストに見合った料金改定を行う。 		
事業主体	仁淀川町町民課 両総合支所住民福祉課		
実施場所	簡易水道配水区域内		
事業期間	令和2年～令和6年		
概算事業費	250,000千円		
KPI 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・経年化率(%) : 法定耐用年数を越えた管路延長／管路総延長 ・27.0%(令和元年度) → 10%(令和6年度) 		

(担当:仁淀川町町民課 両総合支所住民福祉課)

事業名	町営住宅改修事業	整理番号	4-1-1-4									
事業の背景	・町営住宅の老朽化が進み、改修が必要となっている。											
事業の目的	・老朽化が進む町営住宅を改修し、若者が住みたくなる住宅にする。 ・改修により現在住んでいる方にも住みよい環境を用意する。											
内容・手法	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断後、施設の老朽化に対応し、部屋の改修を行う。 ・空き室を一つずつ改修していく。 ・現在住んでいる方も、改修済みのところへ移っていただく形で、少しづつ改修を進める。主に水回りの改修とする。 <p>『工事費用』</p> <table> <tr> <td>台所改修工事</td> <td>500 千円</td> </tr> <tr> <td>トイレ改修工事</td> <td>300 千円</td> </tr> <tr> <td>風呂改修工事</td> <td>700 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>1戸当たり 計 1,500 千円</u></td></tr> </table> <p>『設計費用』</p> <table> <tr> <td>2,500 千円</td> </tr> </table>			台所改修工事	500 千円	トイレ改修工事	300 千円	風呂改修工事	700 千円	<u>1戸当たり 計 1,500 千円</u>		2,500 千円
台所改修工事	500 千円											
トイレ改修工事	300 千円											
風呂改修工事	700 千円											
<u>1戸当たり 計 1,500 千円</u>												
2,500 千円												
・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)												
事業主体	仁淀川町町民課 両総合支所住民福祉課											
実施場所	仁淀川町内 町営住宅											
事業期間	令和2年度～令和6年度											
概算事業費	40,000 千円											
K P I 重要業績評価指標	・年間 5戸所											

(担当:仁淀川町町民課 両総合支所住民福祉課)

事業名	仁淀川町高速情報通信基盤整備事業	整理番号	4-1-2-1
事業の背景	<p>・通信環境が貧弱なために、平成30年度に町内主要エリア(国道33号、国道439号沿い)は整備を行ったが、情報家電が普及している現在、主要エリア外にある町民の生活環境にも大きな支障をきたしている。</p> <p>また、主要エリア外で利用されていた各大手通信業者のADSL事業も令和6年(2024年)3月末に廃止されることが決まり、基盤整備が急務となっている。</p>		
事業の目的	<p>・仁淀川町主要エリア外に高速情報通信網(光ファイバー通信ケーブル)を整備することで、町民の生活環境における利便性を向上する。</p>		
内容・手法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<p>・大手通信業者により、県道、町道沿いのエリアに高速通信網を敷設する。</p> <p>令和2年度 エリア拡張の検討 令和3年度 通信網敷設工事の協議・設計 令和4年度 通信網敷設工事 令和5年度 通信網敷設工事 令和6年度 エリア拡張の検討</p>		
事業主体	仁淀川町企画課		
実施場所	仁淀川町全域(光未整備エリア)		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	1,000,000,000円		
KPI 重要業績評価指標	<p>・この事業実施により、整備エリア内における光加入世帯の20%増(令和6年度末) 【基準値 R1.7末】全世帯 2,967 世帯エリア内 2,163 世帯未整備 804 世帯 R1年度 580 世帯(全世帯 19.5%、エリア内 26.8%) → R6年度 700 世帯</p>		

(担当:仁淀川町企画課)

事業名	Wi-Fi ルーター購入事業	整理番号	4-1-2-2
事業の背景	<p>・各世帯で情報家電が普及している時代であり、インフラ整備は実施しなければならない対策である。</p> <p>また、光エリア外で利用されていた各大手通信会社のADSL事業も令和6年(2024年)3月末に廃止されることが決まり、この事業の実施が急務となっている。</p>		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi ルーター購入に対し、1台あたり1/2(上限:10,000円)を補助する。 ・インターネットが普及することで、生活分野はもちろん、産業振興等にもつながる。 		
内容・手法	<p>・平成30年度に実施した高速情報通信基盤整備事業でも、光回線は町内全域に行きわたらなかったため、回線の届かない地域への対策として、Wi-Fi ルーター購入金額に対し、1台あたり1/2(上限:10,000円)を補助する。</p> <p>令和2年度 5台 令和3年度 5台 令和4年度 10台 令和5年度 10台 令和6年度 10台、ADSL事業廃止状況の把握</p>		
事業主体	仁淀川町企画課		
実施場所	仁淀川町全域(光エリア外)		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	400,000円		
KPI 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・【基準値 R1.7末】全世帯 2,967世帯、エリア内 2,163世帯(未整備 804世帯) 未整備地区での普及率 5%増(令和6年度末) R1年度 0世帯 → R6年度 40世帯 		

(担当:仁淀川町企画課)

事 業 名	携帯電話等エリア整備事業 ※鳥形山の携帯アンテナ設置状況により3→1 地区	整理番号	4-1-2-3
事 業 の 背 景	<p>・携帯電話は生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や採算性の問題から利用できない地域が町内に存在する。(3 地区)</p> <p>・携帯電話サービスエリア外地域の住民や国道利用者より、サービスエリア拡大の要望がある。</p>		
事 業 の 目 的	<p>・携帯電話サービスエリア外地域において、携帯電話の利用を可能とすることにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、緊急時の連絡等、住民の安心・安全な生活を確保する。</p>		
内 容 ・ 手 法	<p>・町において、携帯電話等基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備するとともに、無線通信事業者が整備する基地局の開設に必要な伝送路施設への補助を行う。(携帯電話サービスエリア外 3 地区のうち、必要性の高い 1 地区。)</p> <p>令和 2 年度 基地局整備(鳥形山) 令和 3 年度 携帯電話サービス外地域の検証 令和 4 年度 無線通信事業者との整備協議 令和 5 年度 基地局整備場所用地交渉・確定 令和 6 年度 基地局整備</p>		
事 業 主 体	仁淀川町企画課 仁淀総合支所住民福祉課		
実 施 場 所	仁淀川町泉川地区		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度		
概 算 事 業 費	60,000,000 円		
K P I 重要業績評価指標	<p>・【基準値 R1. 12 末】エリア外 3 地区(7 世帯 10 名・国道利用者・林業等作業者) エリア外での利用可能を目指とする R1 年度 0 地区 → R6 年度 3 地区</p>		

(担当:仁淀川町企画課)

事業名	迂回路改修事業	整理番号	4-1-3-1
事業の背景	・33号線が落石等により通行止めになった場合、町道の迂回路を通行するが、非常にせまく行き違いが困難であり、地元町民の生活に支障をきたす。		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な迂回路の整備により交通をスムーズにする。 ・南海地震に備え、町民の命を守り孤立を防ぐ。 ・生活基盤の構築を図る。 		
	令和2年度 改良工事・迂回路の実態把握 危険箇所の洗い出し 実施設計 令和3年度 改良工事・迂回路の実態把握 危険箇所の洗い出し 実施設計 令和4年度 改良工事 令和5年度 改良工事 令和6年度 改良工事		
内容・手法	<ul style="list-style-type: none"> ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等) 		
事業主体	仁淀川町産業建設課		
実施場所	仁淀川町全域		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	450,000千円		
KPI 重要業績評価指標	・災害時迂回路整備(600m→1,400m)(令和6年度末)		

(担当:仁淀川町産業建設課)

事 業 名	仁淀川町池川分団屯所建設事業	整理番号	4-1-3-2
事 業 の 背 景	・仁淀川町消防団の統合を機に旧分団の池川・用居・狩山・安居の拠点施設としての耐震化された屯所施設がない。		
事 業 の 目 的	・旧分団の管轄エリアに居住する団員の減少により、現場到着に遅延・支障を来し、団員の多くが居住する中心部に拠点施設を設け、消防車両を始めとする備品等の保管・管理を行い住民の安心・安全な生活の確保を行う。		
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・統合した池川分団の消防屯所を建設する。 ・駐車場と建物敷地の土地を確保する。 ・駐車場=250 m²。 ・1棟2階建て 建面積=150 m² 延床面積300 m²の屯所を建設する。 <p>令和2年度 候補地選定 令和3年度 土地の交渉・購入 令和4年度 設計委託 令和5年度 建設工事 令和6年度 統合引っ越し</p> <p>敷地購入費= 7,000千円 設計・監理委託費=10,000千円 建物建築費=60,000千円</p>		
事 業 主 体	仁淀川町役場総務課、池川総合所住民福祉課		
実 施 場 所	仁淀川町土居甲地内		
事 業 期 間	令和2年～令和6年		
概 算 事 業 費	77,000千円		
K P I 重要業績評価指標	・令和6年度までに用地取得および屯所建設		

(担当:仁淀川町池川総合支所住民福祉課)

事業名	仁淀川町森分団屯所建設事業	整理番号	4-1-3-3
事業の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀地区の拠点施設としての耐震化された屯所施設がない。 ・搬送車両の出入り口の間口が狭い。 		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・団員の多くが居住する中心部に拠点施設を設け、消防車両を始めとする備品等の保管・管理を行い住民の安心・安全な生活の確保を行う。 		
内容・手法	<ul style="list-style-type: none"> ・森分団の消防屯所を建設する。 ・建物敷地の土地を確保する。 ・1棟2階建て 建面積=150 m² 延床面積300 m²の屯所を建設する。 <p>令和2年度 候補地選定 令和3年度 土地の交渉・購入 令和4年度 設計委託 令和5年度 建設工事 令和6年度 統合引っ越し</p> <p>敷地購入費= 10,000千円 設計・監理委託費=10,000千円 建物建築費=60,000千円</p>		
事業主体	仁淀川町役場総務課、仁淀総合支所住民福祉課		
実施場所	仁淀川町森地内		
事業期間	令和2年～令和6年		
概算事業費	80,000千円		
KPI 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度までに用地取得および屯所建設 		

(担当:仁淀川町仁淀総合支所住民福祉課)

事業名	仁淀川町で製造するクラフトビールの展開による 交流人口拡大と地域活性化事業	整理番号	4-2- -1
事業の背景	・新たな地域の経済活動の取り組みとして、クラフトビール製造工場を新設し、下名野川地域周辺の地域資源への観光客等の集客増や中津川流域の施設等との連携を図り、観光の底上げを行い、地域の活性化に繋げる必要がある。		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・清流仁淀川の水と副原料に地元食材を活用したクラフトビールを製造する。 ・町内や県内外への販路拡大を図り、仁淀ブルーのイメージを活かした地域ブランドを確立し、観光交流人口の拡大や地域の活性化に繋げる。 		
内容・手法 •何を行うか •どうやって行うか等 •いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> •製造・販売体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①生産体制の構築と人員体制の強化を図る。 ②移動販売車両の購入・設備拡大の検討。 •販売促進活動 <ul style="list-style-type: none"> ①各種イベントへの出店、イベントの開催 ②商談会やフェア等への出店、テストマーケティングの実施や外商活動 •ブランド化戦略の実践 <ul style="list-style-type: none"> ①プロモーション活動 ②副原料である新素材の発掘と新商品開発 		
事業主体	MUKAI CRAFT BREWING(株)、仁淀川町企画課		
実施場所	仁淀川町全域		
事業期間	令和2年度～令和6年度		
概算事業費	10,000,000円		
KPI 重要業績評価指標	・中津川流域への観光入り込み客数5%増(令和6年度末)		

(担当:仁淀川町企画課)

事業名	仁淀川町交流センター集客事業	整理番号	4-2- -2
事業の背景	・住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興に寄与するため、令和3年度から本格稼働する仁淀川町交流センターを子供からお年寄りまで大勢の人が集う交流施設とする。		
事業の目的	・仁淀川町交流センターの利用頻度をあげて幅広い世代の交流を促す		
内容・手法	<p>楽しい・興味があると思ってもらえる取り組みを実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・eスポーツ大会開催、有名選手招聘 ・インストラクターによるブレイクダンス講習会 ・夜の図書室読み聞かせと八幡神社肝試し ・屋上青空読み聞かせ会 ・プログラミングによるロボットコンテスト ・仁淀川町交流センターライトアップ ・仁淀川町交流センター活け花・歌謡・落語コンテスト ・仁淀川町交流センター夏の将棋大会 ・マーダルサンガコンサートと読み聞かせ ・高知城歴史博物館の出前講座開催 ・講師を招いての読書講演会 ・仁淀川町交流センター屋上花火大会 ・四半期毎のテーマを決めた催し (例)春 日本の桜、町内の桜 夏 世界の川と仁淀川 秋 豊かな郷土料理 冬 昭和と令和の冬風景 ・大崎ふれあい祭り開催 ・ビール会社主催美味しいビールの注ぎ方講習会とビール歴史講座 ・酒造会社主催美味しい日本酒と料理講座 ・農協婦人部による地元野菜の販売 		
事業主体	仁淀川町交流センター集客実行委員会 (文化協会会員、町職員、教育委員会、観光協会、商工会、図書室職員)		
実施場所	仁淀川町交流センター全室		
事業期間	令和2年度から令和6年度		
概算事業費	一イベント 20,000円×18回=360,000円/年		
KPI 重要業績評価指標	・令和3年度と令和6年度の利用者数を比較し2倍増		

(担当:仁淀川町教育委員会)

事 業 名	「知の地域づくり」を目指す課題解決型図書室整備事業	整理番号	4-2- -3
事 業 の 背 景	<p>・住民自治を機能させるうえで、町民が自らの主体的な判断にもとづいて適切な意思決定ができるよう、図書室はさまざまな情報を町民に提供し、知る権利・知る機会を保障する役割を担っているが町内に資料が充実した図書室が現在無い。</p> <p>また、町内には雨天時に小さい子どもがいる親などが気軽に訪れる事のできる施設が少ない。家に籠らず、外出し、人と会話をする多様な世代が集う場所が必要である。</p>		
事 業 の 目 的	<p>・図書室は金銭や健康などの理由で日常生活において困難な状況にある人々の課題解決のサポートを行い、各人の知的欲求を満たし文化水準の向上に努め魅力ある人材を育成する施設である。</p> <p>本事業を通じて「知の地域づくり」の拠点として図書室を整備し、地域の教育力を向上させ住民が自らの意思で学ぶ習慣を地域に根付かせる、そして幅広い世代が集う魅力ある交流施設となることにより人の定住、新しい産業の構築へと繋がっていくことを目的とする。</p>		
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「知の地域づくり」の拠点としての図書室整備 図書室運営協議会の設置・運用 図書室レファレンスサービスの充実 司書 2~3名の雇用 書架、机の整備 利用者のニーズや期待に応えるため、毎年の新資料購入 季節や行事に応じた資料の配架 専門書や雑誌、漫画など幅広い分野の資料を配架 購入・除籍する資料を選び、利用できるよう整理・保存を実施 町内の小中学校と連携した、新図書室の利用促進 総合健診をはじめ様々な場所に出向き、住民が本に触れる機会を提供する オーテピアとの相互貸借の活用 映画会・コンサート・おはなし会などを定期的に開催 読み聞かせボランティアの充実 		
事 業 主 体	仁淀川町教育委員会		
実 施 場 所	コミュニティセンター仁淀川(仮)図書室(仁淀川町大崎 460-1 番地)		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	令和2年度 31,000千円 令和3年度～6年度 5,000千円/年		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度と最終年度を比較して図書室利用者の3倍増 		

(担当:仁淀川町教育委員会)

事 業 名	地域集会所を活用した拠点づくり事業	整理番号	4-2- -4
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町では、消滅集落や独居老人だけの集落など、地域コミュニティが維持できなくなつた地区が点在している。 ・地域集会所を拠点にするなど、定期的に行政が立ち寄り、交流ができる場所を拠点としてコミュニティ活動を展開しなければ、益々限界集落が増え、地域の存続が危ぶまれる。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町は小学校区域内に多数の小規模集落が点在するため、さらに絞り込んだ、地域集会所単位で集会所を拠点とした、小さな拠点づくりを実施する。ミニデイサービスや、保健師指導、移動スーパーなど、地元商店の出張サービスなどを行うことにより、安心して暮らせる環境を創出する。 		
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域集会所単位で独居老人や、限界集落を洗い出す。 ・地域集会所単位で、出来る行政サービスや民間サービスを検討する。 ・地域集会所までの移動手段の検討。 ・既存の行政サービスや、民間サービスとの調整をする。 <p>令和 2 年度 地域集会所単位で、対象地域の洗い出し 現在行われている行政や民間サービスの調査 移動手段の構築</p> <p>令和 3 年度 既存の事業がある場合には、調整のうえ拠点での活動計画作成</p> <p>令和 4 年度 地域集会所を拠点とした小さな拠点づくり事業実施</p> <p>令和 5 年度 集会所から小学校区への見直し 居住できる環境整備の検討(小学校近隣の教員住宅等)</p>		
事 業 主 体	仁淀川町企画課・産業建設課・保健福祉課・社会福祉協議会・商工会		
実 施 場 所	仁淀川町内		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 5 年度		
概 算 事 業 費	500,000 円/年間		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度末までに地域集会所を活用した拠点を 2 か所開設 		

(担当:仁淀川町企画課)

事 業 名	地域の食材加工販売事業	整理番号	4-2- -5										
事 業 の 背 景	<p>・仁淀川町は、高齢化の進行や人口の減少に伴い、地域商店・商店街の衰退が進んでいる。なかでも、飲食店の減少がすすみ、商店街の中にも空き店舗がふえている。しかし、地域への「愛着」や「誇り」を感じながら「今後もここに住み続けたい」という思いを持っている。</p>												
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域商店・商店街・加工販売グループの町民が主役となって、空き店舗の解消を図り、商店・商店街が元気を取り戻し、活発化するような取り組みを推進する。 ・商店・商店街と各組織と連携を図り、交流人口の拡大を図り、推進する。 												
内 容 ・ 手 法 ・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等が立ち上がっており、基盤となる組織の強化を図る。 ・協議会として、各組織等と十分に検討し、地域の食材を活かした食品開発をし、今後発展的に町内外に売り出し、事業効果を検証し更なる発展を目指す。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和 2 年度</td> <td style="width: 85%;">協議会で検討</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>事業実施店舗の拡大</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>事業実施店舗の拡大</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>事業継続</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>事業継続</td> </tr> </table>			令和 2 年度	協議会で検討	令和 3 年度	事業実施店舗の拡大	令和 4 年度	事業実施店舗の拡大	令和 5 年度	事業継続	令和 6 年度	事業継続
令和 2 年度	協議会で検討												
令和 3 年度	事業実施店舗の拡大												
令和 4 年度	事業実施店舗の拡大												
令和 5 年度	事業継続												
令和 6 年度	事業継続												
事 業 主 体	仁淀川町企画課 産業建設課												
実 施 場 所	仁淀川町内												
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 6 年度												
概 算 事 業 費	10,000,000 円 × 4 年間												
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・観光入り込み客数 1% 増(令和 6 年度末) 												

(担当:仁淀川町企画課)

事 業 名	いきいきデイサービス強化事業	整理番号	4-3- -1
事 業 の 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・仁淀川町の高齢者人口は、令和元年で2,856人、高齢化率54.44%と、県下でも上位に位置している。 ・高齢者ができるだけ自宅で健康的に生活できる環境を整えるために、現在行っているいきいきデイサービス事業を継続させ、高齢者の健康維持を図ることが必要となっている。 		
事 業 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきデイサービスへの参加を促進し、事業の継続を図る。 ・寝たきりにならないよう、日頃の運動や口腔衛生の大切さについて周知する。 		
内 容 ・ 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている、いきいきデイサービス事業の各サービス(通所サービス、ミニデイサービス、機能回復訓練事業、口腔機能向上サービス)を継続する。 ・介護予防を充実させる。 ・運動教室を充実させる。 ・高齢者の集いの場の確保をする。 ・高齢者の生きがいをつくる。 <p>令和2年度 事業実施 令和3年度〃 令和4年度〃 令和5年度〃 令和6年度〃</p>		
事 業 主 体	仁淀川町保健福祉課		
実 施 場 所	仁淀川町内		
事 業 期 間	令和2年度～令和6年度		
概 算 事 業 費	年 11,000,000 円		
K P I 重要業績評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数減少率 5%以内(毎年) 		

(担当:仁淀川町保健福祉課)

事 業 名	高齢者総合福祉施設用居集いの館耐震事業	整理番号	4-3- -2
事 業 の 背 景	<p>・旧池川町用居校区に属する、用居、出丸、舟形、桧谷、折尾、瓜生野地区には、震災の際に避難出来る指定避難施設が 1 箇所もない</p>		
事 業 の 目 的	<p>・用居集いの館は、用居地区の集会施設としてまた、大雨等の一般的な災害時には避難所として利用され、令和 2 年度以降、建物内部に用居簡易郵便局も設置される事から、震災にも強い建物としての改修が望まれる。</p>		
	<p>・昭和 49 年に建設された建物の耐震強度を把握し、強度不足を補う改修工事を行い、旧池川町用居校区の安心、安全な避難所としての拠点とする。</p> <p>令和 2 年度　耐震診断 令和 3 年度　耐震補強設計 令和 4 年度　耐震補強工事</p>		
内 容 ・ 手 法	<p>・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)</p>		
事 業 主 体	仁淀川町池川総合支所住民福祉課		
実 施 場 所	仁淀川町用居		
事 業 期 間	令和 2 年度～令和 4 年度		
概 算 事 業 費	60, 000 千円 (国庫補助対象)		
K P I 重要業績評価指標	<p>・令和 4 年度までに耐震補強工事の実施</p>		

(担当:仁淀川町池川総合支所住民福祉課)

事 業 名	生活排水処理事業	整理番号	4-4-1-1
事業の背景	<p>・平成30年度末の汚水処理人口普及率は57.6%と低く、公共用海域の水質保全と公衆衛生の向上を図るために普及率の向上が必要である。</p>		
事業の目的	<p>・生活環境の改善や公共用海域の水質保全を図ることで定住促進につなげる。</p>		
	<p>・農業集落排水区域内において、PR、広報等により接続率の向上を図る。 ・個別処理区域内の合併処理浄化槽への転換者に補助金を交付し普及を図る。 ・農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業と連携し、仁淀川町全体の汚水処理施設整備促進を図り、早期の汚水処理人口普及率の向上を目指す。</p>		
内 容・手 法	<p>■設置基数 5人槽：55基 7人槽：10基</p> <p>・何を行うか ・どうやって行うか等 ・いくつ(数量等)</p>		
事 業 主 体	仁淀川町町民課 両総合支所住民福祉課		
実 施 場 所	仁淀川町全域		
事 業 期 間	令和2年～令和6年		
概 算 事 業 費	22,400千円		
K P I 重要業績評価指標	<p>・令和6年度末の汚水処理人口普及率:64.0%</p>		

(担当:仁淀川町町民課 両総合支所住民福祉課)

2. 仁淀川町総合戦略策定会議の構成

氏名	所属
玉里 恵美子	学識経験者
片岡 廣秋	副町長
廣瀬 成典	県職員
大原 哲夫	商工会会長 兼 観光協会会长
谷脇 洋輔	仁淀川流域茶振興協議会
片岡 博一	林業関係事業者
古味 雄也	建設業関係事業者
西森 勇幸	だんだんくらぶ
大野 芳子	介護事業者
上野 真由美	教育委員 兼 池川神楽保存会
西森 理恵	P T A・民生委員（主任児童委員）
作村 研二	高知銀行 池川支店長

3. 仁淀川町地方創生推進本部の設置要綱

(平成 27 年 6 月 2 日訓令第 5 号)

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、仁淀川町地方創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部で所掌する事務は、次のとおりとする。

- 2 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関すること。
- 3 総合戦略等に関する重要な施策の企画及び立案に関すること。
- 4 総合戦略等に関する情報収集並びに共有及び提言に関すること。
- 5 総合戦略の推進及び総合調整に関すること。
- 6 その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、企画課長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、必要に応じて推進本部の下部組織として分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。
- 5 分科会及びワーキンググループの構成員は、本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて会議に関係職員、専門知識を有する者及びその他関係する者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

総務課長、産業建設課長、町民課長、税務課長、保健福祉課長、教育次長、池川総合支所長、仁淀総合支所長